
平成30年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成30年3月5日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成30年3月5日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 岩淵 和明君 | 2番 鑓水 英一君 |
| 3番 熊懷 和明君 | 4番 中野 義信君 |
| 5番 佐藤 湛陽君 | 6番 上野 恭子君 |
| 7番 江藤 芳光君 | 8番 伊藤 善康君 |
| 9番 諫山 茂樹君 | 10番 岩佐 達郎君 |
| 11番 大越 秀男君 | 12番 高山 敏枝君 |
| 13番 三園三次郎君 | 14番 藤田 光彦君 |
| 15番 櫛川 正男君 | |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | |
|------------|------------|
| 局 長 熊懷 洋一君 | 記録係長 浦 聖子君 |
| 記録係 伊藤 諒平君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|--------|-------------|--------|
| 市長 | 高木 典雄君 | 副市長 | 今村 一朗君 |
| 教育長 | 麻生 秀喜君 | 市長公室長 | 石井 好貴君 |

| | | | |
|---------------------|--------|----------|--------|
| 総務課長 | 楠原 康成君 | 会計管理者 | 田邊 敏文君 |
| 市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 | | | 瀧内 教道君 |
| 企画財政課長 | 中野昭一郎君 | 税務課長 | 山崎 秀幸君 |
| 徴収対策室長 | 白石 孝博君 | | |
| 市民生活課長兼人権・同和対策室長 | | | 安元 正徳君 |
| 生涯学習課長 | 瀧内 英敏君 | 監査委員事務局長 | 樋口 秀吉君 |
| 保健課長 | 原 廣正君 | 福祉事務所長 | 梶原 康宏君 |
| うきはブランド推進課長 | | | 田籠 正規君 |
| 水資源対策室長 | 高木新一郎君 | 学校教育課長 | 権藤 精二君 |
| 浮羽市民課長 | 山田 昭紀君 | 自動車学校長 | 高木 慎君 |

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（榊川 正男君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（榊川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。1番、岩淵和明議員の発言を許します。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、トップバッターで大変恐縮ですけれども、一般質問に入らせていただきます。

改めて議員として、この4年間務めさせてもらっておりますけれども、今回、一応締めくくりということで質問させていただきますので、皆さん方よろしくお願ひしたいと思います。

今回の質問については、この間、幾つか取り上げたものの総括的な課題ということと、それから、今のうきは市の実情を踏まえて質問させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず第1点目、学校環境衛生指針についてお尋ね申し上げたいと思ひます。

学校保健安全法に基づいて定められた学校環境衛生基準の実施状況についてお尋ねいたします。

1点目が、教室等の環境、それから飲料水、学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等、そしてプール、そのほか日常における維持点検についての検査項目と方法、どの頻度で実施しているのか、また、記録を基準どおり保存しているのか、お尋ねしたいというふうに思っております。

それから2点目、この基準に照らして適さない事例についてどの程度あって、どのように措置改善を図っているのか、以上2点についてお尋ね申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校環境衛生指針について、1点目が学校環境衛生基準の検査項目の実施方法と頻度、また記録を基準どおり保存しているかについての御質問でございますが、平成21年4月1日から施行されました学校環境衛生基準に基づきまして、各検査を実施いたしております。

検査項目としましては、換気及保湿等、採光及び照明、騒音、水質、施設・設備、学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等、教室等の備品の管理となります。

実施方法につきましては、教職員で対応できるものは教職員で検査を行い、専門事業者でなければできない水質検査や害虫駆除については、専門事業者へ委託をしております。

実施頻度につきましては、検査項目により異なりますが、基本的に毎学年1回から3回、また換気、温度、明るさ、騒音、飲料水の水質等は毎授業日ごとに行わなければなりません。

記録の保存につきましては、保存年限が5年間となっているものにつきましては、5年間保存しております。

2点目、基準に適さない事例と措置改善についての御質問でございますが、基準に適さない事例としまして、教室の温度、プール水の水質、照明の照度が適していない場合がございます。教室の温度につきましては、平成29年度に両中学校へ空調設備を設置いたしました。小学校につきましても、学校施設管理計画の中で検討してまいります。

プール水の水質につきましては、使用を中止して薬剤を投入し、再度水質検査を実施して安全確認をしてプールの使用をしております。照明の照度につきましても、老朽により照度の基準を満たさない照明器具がございますので、LED照明に取りかえて改善を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 運用状況について、今回答いただきましたけれども、改めて児童・生徒の学校環境の変化、あるいは児童・生徒の健康・安全の取り巻く環境の状況の変化に鑑みて、先ほど回答いただいたように平成21年度に施行されたものであります。

学校保健安全法の第6条に「児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい」という基準が示されておりまして、学校環境衛生基準が定められて、第2項に設置者への努力義務、第3項には校長は措置、事後措置も含めてですけれども、講ずるとされております。その場合、学校設置者はその旨申し出ることとされておりますけれども、お尋ねしたいと思いま

すけれども、法改正後、校長などから申し出等はこの間あったかどうかをお尋ねしたいと思いません。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 申し出等につきましては、PTA会長と校長の予算要求というのを毎年市長にも御参加いただいて対応いたしておるところでございます。その中で、議員御指摘のような教育環境にかかわる部分の御要望等が大きく上がっておるところでございます。

また、それ以外で学校のほうから出たものとして、例えば、浮羽中学校のほうでコウモリの被害というのが直接校長のほうからございました。教育委員会としましては、これは事業者のほうにお願いしまして対応していただこうとしたんですが、浮羽中学校の校舎が中庭から吹き抜け構造でどうしてもコウモリの侵入を防ぐことができないと、そういったこともございました。そういったような、例えばでございますが、喫緊のものにつきましてはそのような対応もさせていただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そういう意味では、この進め方について、学校環境衛生活動の進め方というのが出されていると思います。各学校の保健委員会の構成者及び全ての教職員に周知されているのかお尋ねしたいということと、それから、評価や計画、また学校保健委員会への学校医、薬剤師などがどのように参画しているのか、2点お尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校では、学校経営の中で学校保健計画というものを定めております。その中で、具体的な検査等についても示しておるところでございます。この保健計画の委員会は校長の責任のもと、養護教諭等に御参加いただきまして進めておるところでございます。

それから、学校医の参加につきましては、学校のほうからお願いをして参加していただいているところですが、お医者さんの御都合等もございまして、いろんな状況はあるようでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 再度お尋ねしますけれども、養護の先生等が参加されているということでしょうけれども、活動の進め方、これは日常の点検なども含まれる中身になっているはずですが、その日常点検も含めて、この学校環境衛生基準というのがどういうものか、あるいはどういうふうに点検されなければならないのかということ、先ほど最初の御答弁のときに全教職員がというふうにおっしゃっていましたが、それは実施されているかどうかを改めてお尋ねしたいということが1点と、それから、今学校医、薬剤師等について参画いただいているということでしょうけれども、意見等がどのようにあらわれているかといったところはどういう状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校保健計画の全教職員への周知ということでございますが、基本的に学校は年度当初に学校経営要綱を作成しまして、その中身につきましては年度当初の職員会議のほうでそれぞれの担当のほうから周知していくと。あるいは具体的な検査の前日と、あるいはその前の職員会議で確認することもございます。そういったことがどの程度周知できているか、特にこの学校環境衛生基準につきましては、昨年度御指摘もございましたので、校長会のほうで改めて指導したところでございますが、今、大きく学校も教職員が変わっておりますので、やはり毎年度確実に指導していかなくちやいけないのではないかと考えているところでございます。

それから、学校医の方に参加いただいた場合の御意見等につきましては、教育委員会のほうでは把握しておりません。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そうしますと、実際に基準が適合しているかどうかという判断は、校長のところに情報が集約されて、そのところで具体的に施策があつて、保健委員会等も含めてされているということだろうと思います。問題点は、それが全体に周知されて、今学校でとりあえず、先ほど予算要求等のところでも出されているというふうに伺っておりますので、改めて問題点について申し上げておきたいと思っております。例えば、この間、29年度に実施されたもので、幾つか指摘がデータで出されております。例えば、ある小学校では調理室のところ非常に暗いということが指摘されております。ここは調理室ですから、当然500ルクスぐらいないといけない状況であるわけですが、おおむね下回っていると。全部下回っていると。低いところだと84ルクスというような状況にもあります。高いところでも450というような状況があります。それから、その検査のときに、検査報告そのものが蛍光灯の数とかそういったものを実を言うとき書いていないんですね。だから、形式的に点検をしているというような実態があるかなというのがあります。

それから、幾つかありますけれども、中学校で廊下で勉強している生徒がいるというふうな状況が書かれておまして、廊下が暗いという指摘も出されています。これは廊下ですから、これは衛生基準では細かいところは出されていませんけれど、JIS規格で出されていますね。そういう意味で言うと、廊下類は100ルクス最低必要であります。そういったところで言うと、78ルクス。特に勉強しているということであれば、逆に教室の環境と同じ最低300を下回らないということになるかというふうに思いますけれども、そこはどういうふうに対応するのかというのはあるかと思っておりますけれども、そういった指摘等が検査報告の中では上がってきているわけですね。

それともう一つは、さっき検査の中で蛍光灯の数が書いていなかったり、あるいは極端に言え

ば、報告者の実施者氏名というのがあるわけですが、これが書かれていないのも実を言う
とあつたりするんですね。要は、本来法律で規定されていて、省令として出されているわけ
ですね。そういう意味では、徹底度合いが余り重要視されていないというのが実態ではないか
なというふうには思っています。

そういう意味では、もっとやっぱりきちんと管理というか、その必要性について学校全体
として、あるいは教育委員会としてやっぱりきちんと指導するべきではないかなというの
が私思うところですが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 非常に調査、検査が形式的ではないかと、あるいは責任者名がない
とか、そういう御指摘でございます。1点だけ、中学校で廊下で勉強しているという件でござ
います。これは照明の点からすると、もうおっしゃるとおりだと私も思います。これはどちらか
というと、何と申しますか、そういうふうにしてでも勉強したいという子供の思いをそのと
おり学校で実行しているといえますか、そういう寒い中、そういう環境の中でも勉強した
いんだという子供たちの思いを実行しているというところで、これは照明の点からは問題
があるかと思いますが、そういう子供の意欲といえますか、職員室の横の廊下なん
ですね。その点は少し御理解いただければと思います。

それから、実施が非常に曖昧になっている点につきましては、御指摘の部分もあるかと思
います。現在、文部科学省のほうで環境衛生基準の改正案が出されて、そして現在パブリ
ックコメント中というふう聞いております。この案が測定器具の問題とか、あるいは基
準等について変更があるようにも新聞情報ですけど聞いておりますので、来年度、年
度当初に現在での検査方法について、また校長会を通じて徹底するとともに、そ
ういうふうにして改正等がなされれば、また趣旨に沿った徹底を図ってまいりたい
と思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今、調理室の話はどうなりますかね、調理室のさっき
言いましたように基準を下回っているという、調理室ですから、やはり最近話題の給
食に虫が混入とかといういろいろ出された時期もありますけれども、大事な点があ
ると思いますけど。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 済みません、手元のほうにちょっと資料ございません
ので、確認しまして、学校のほうと協議したいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 照明の点については、そういう実情があるという
ことを御理解いただければと思っています。

それから、もう一つ温度についてで、先ほど適合しない事例の中で温度ということが出されております。昨年中学校のところに、普通教室にエアコンを入れていただいておりますけれども、この衛生基準について言えば、それぞれの各階1つ以上の教室を選んで検査するというふうになっておりますけれども、これはそのとおり実施されているのかどうか、改めてお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 昨年の校長会ではそのようなお願いをいたしたところですが、そうでない部分があれば再度徹底させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そうでない部分があるかどうかはわからないんですよ、わからないから聞いているんですけど、どうですか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 6月から9月の教室温度につきましてデータをいただきました際には、温度が1カ所分しか出ておりませんでしたので、そういった部分を確認させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 私どもが27年、2年前ですかね、学校に委員会として温度の視察に伺いました。その際にも、これは主に中学校をベースにしたわけですがけれども、小学校から上がってきた、特に夏場の時期の温度については、前回、27年の9月に質問した際にも一部指摘したと思うんですけども、その際、回答が指導をしていますということをおっしゃっていたわけなんですね。そういう意味では、どの程度理解されたかどうかというところがあるかなというふうに思います。小学校で適切でない温度の回数についてお尋ねしますけれども、夏と冬で伺いますけれども、その実態について、適切でない温度の回数等についてお尋ねしますが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 年間を通しての状況については、手元に資料がございません。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 逆に言えば、どの程度認識しているか、じゃ、改めてお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 夏場の教室温度につきましては、6月から9月まで計測した状況の中の認識はいたしております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 先ほども言いましたけれども、教育長も答弁されたように、定期検査等、さっき言いましたけど日常点検という2つ大枠あるはずなんですね。だから、定期検査というのはちゃんと数値で報告する、5年間保存していますというふうにおっしゃられましたよね、その記録はあるはずですよ。そのことを今お尋ねしたんですけれども。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 5年間保存につきましてはそのようになっておりますので、学校のほうで保存しているものと思っております。

○議長（榎川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、質問をちょっと切りかえます。今、空調設備で、改めて温度管理の実態をまず認識していただきたいということが1点あります。それを前提にして質問を切りかえますけれども、今、うきは市での空調設備設置率について、普通教室とその他教室を合わせて、小学校で30%、中学校が今回エアコンが入ったということもあって72%、合計で教室数で43%程度になります。小学校の普通教室と特別支援学級教室83教室中、1教室にエアコンが設置されているだけということで、非常に低い状況であるという認識を私は思っております。そして、小学校のその他の教室については、148教室のうち69教室に設置されていると。その他の教室については着実に延伸している。PTA連合会からの要望等も含めてこの間進んでいるというのが実態だろうというふうに思います。

先ほども言いましたように、児童・生徒の環境を整備するということは行政の責務だというふうに法令でも書かれております。さっきも言いましたように、そういう役割があるんだということとを改めて書かれた法律だというふうに思っています。

小学校の普通教室、空調設置についてどのように計画的に進めるのか、教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校保健安全法の中で、議員が御指摘されましたように、学校の適切な環境の維持に務めなければならないという文言がございます。こういった法の趣旨等も考えながら、学校施設管理計画の中で検討してまいりたいところでございます。

○議長（榎川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 教育長のほうは検討してまいりたいということですね。検討してまいりたい。なかなか進まないということの回答にしか聞こえてこないんですけれども、改めてうきは市の小・中学校のPTA連合会からの要望書も昨年10月に出されておりますけれども、学力向上や教育充実、運営の円滑等に資する要望が出されていますが、その中に安全・安心な学校づくりの要望として、空調や校舎の補修、トイレの洋式化など、多くの学校衛生管理基準

を遵守する課題、要望が出されているということは御承知だろうと思っています。今答弁でもありましたように。平成29年4月の全国の空調設置状況の調査では、小・中学校の設置率は41.7%、福岡県が52.4%、その中で、普通教室は65.5%であります。うきは市については、先ほども述べましたけれども、小・中学校普通教室111のうち、29教室で設置し、設置率は26%ということで、非常に低いものであります。さっきは全体の教室数の話をしましたけれども、普通教室のところと言うと、福岡県が普通教室が65.5%、うきは市は26%というように非常に低い状況です。

これは市長にもお尋ねしたいというふうに思うんですけども、学校施設環境改善交付金というのが申請も含めて、これは国の予算で、ことしも実を言うと平成30年度の予算というのは減額若干されているというふうには伺っています。ぜひ検討を求めますが、予算編成の権限と判断が高木市政にあると思いますので答弁を求めたいと思いますが、いかがですか。じゃ、教育長でいいですよ、答弁をいただいて。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 繰り返しの答弁で恐縮でございますが、学校施設管理計画の中で検討してまいります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということは、まだ計画予定ということも立っていないということでしょうか、確認です。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 現時点ではまだしておりません。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 改めて、さっき国が示している基準で、全国の状況、それから福岡県の状況というところを鑑みて、確かに財政的な面、安定的な運営という点からも含めて慎重に検討する必要があるだろうというふうには思います。ただ、子供たちの育む環境そのものがこういう状況でいいかということは、国全体としても法律で規定しているわけですし、そのことを前進させなさいというふうには言っているわけですね。最終的にはさっきも言いましたけれども、権限と判断が行政庁である市長にあるわけですけども、そこにどう要望していくのか、あるいは到達点を含めて行政の執行者としてどう考えていくのかということが非常に重要になってくると思います。

先ほど言いましたけれども、定期点検と日常点検というのがあって、その中の報告がきちんと上がって、子供たちの環境をどう守っていくのかといったところが課題になっているんですけども、どうも学校現場——学校現場というふうにくくりしたら失礼だとは思いますが、

認識が非常に不足しているというふうに思うんですけれども、ことしの夏は、ことしの冬非常に寒かったというのもあるんでしょうけれども、西日本は非常に高い気温が想定されているというふうに予報が出ております。そういう意味では、早期に改善を図るという点を求めて次の質問に移りたいというふうに思います。ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、就学援助についてお尋ねいたします。

この間の就学援助に関する施策について、近隣自治体の支援内容に近い充実を図っており、うきは市で暮らす子供たちの子育て世代の等しく学べる環境を整えるという意味の学校教育法の趣旨に照らしても大変重要なことと思っております。

そこで、うきは市の残る課題である認定基準についての質問をさせていただきます。

援助対象となる世帯の収入目安額を生活保護基準額の1.3倍以上に引き上げ、認定対象児童・生徒の拡大を図れないのか、お伺いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 就学援助について、援助対象となる世帯の収入目安額を生活保護基準額の1.3倍以上に引き上げ、認定対象児童・生徒の拡大を図れないかとの御質問でございますが、この質問につきましては、平成29年9月の定例会でもいただいております。

前回の回答では、次の2点の理由から拡大を見送る旨、お答えいたしております。

1点目は、生活保護基準額の1.3倍の認定基準を導入した場合、就学援助の費用が4,923万5,000千円になり、費用が今年度の約2倍となること。2点目は、認定基準が複雑になり事務が煩雑になることから、円滑に支給するためには就学援助支援電算システム等の導入も必要になることです。これらのことから、引き続き検討してまいりたいとの回答をさせていただいております。現時点においても、状況に変化はなく、認定基準の変更は難しいと考えております。

しかしながら、うきは市におきましては、就学援助については平成29年3月議会において回答しましたとおり、平成29年度から宿泊を含む校外活動費やクラブ活動費、PTA会費の支給を新たに始めており、入学準備金の支給額につきましては、前年度より小学生は2万470円から4万600円に、中学生は2万3,550円から4万7,400円とほぼ倍額に増額しています。

なお、平成30年度の新1年生に対して、就学援助費の入学準備金につきましても、3月中に支払いができるよう現在認定事務を進めているところでございます。認定基準の変更等につきましては、国の動向を見ながら引き続き検討させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そういう意味で、着実に前進してきているというふうに思っております。

それで、今平成27年度の全国の実施状況について文科省が公表をされておりますけれども、認定基準について調査した1,767市町村のうち、生活保護基準額に一定の定数を掛けたものは、前年の1,260自治体から1,288自治体に広がっている。比率は72.9%に上りません。基準の倍率は1.3倍が一番多く、この1,767の37%に当たるという報告が出ております。

今、教育長がおっしゃられたように、ことしこれを実施すると、認定の幅が広がって4,900万というふうな数値になると。今現在実施しているのが2,300万ぐらいだったかと思うんですけれども——2,300万ぐらい上がるということだったと思うんですけれども、そういう意味では、前回9月にこの同じような趣旨の質問をさせていただいたときに、市長からは、もともとこれは国家がやるべきだというふうに認識しているというふうなことを言われておりました。それが実施しない判断となっているのか、少し理解しがたいなというふうなところもあります。要は、ここに住んでいるうきは市の市民の福祉の向上という点、先ほど言いましたように、学校教育法上の等しく学べるというふうなところも含めてですけれども、どのように実施するかは市長に託された権限でもあります。だから逆に言うと、ほかの自治体とは差が出ているということの実態なんだろうと思うんですね。筑後地域で、この一定基準を示していないのは、前回までも言いましたので繰り返しはしませんけれども、決断をするべきときではないかなというふうに思うんですが、その点についてはいかがですか。教育長。

○議長（榑川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 就学援助の件でございます。先ほど議員が言われたように、改善すべきところを少しずつ近隣市町等の動向を見ながら進めておるところでございます。

財政の問題もございますので、引き続き検討させていただきたいと思っております。

○議長（榑川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ここでなぜ質問しているかという点について言えば、平成29年4月1日付で厚労省から出された通知があると思います。それは例の入学前準備金について予定者というところを文言へ入れたということについての通知だったというふうに思いますけれども、その中身に実を言うと、生活保護に対する要保護者に対する指摘もずっとされていまして、平成30年度の国の予算の中で、生活保護の扶助額を削減する審議を今しているところだと思うんですね。これは平成25年度に過去に1回扶助額について見直ししたことがあるんですけれども、そのときに従来支給されていた人たちがその扶助額が下がることによって受けられなくなることについての留意点を述べられておまして、そこをきちんと把握して各自治体においては考慮して施策を進めるようにという通知がそこに書かれているんですね。実を言うとそういう保護基準額そのものがこうやって見直しされると、全体として下がっていく。特に母子家庭等での基準が

非常に厳しいものになってくるというのがこの間言われていることであります。そういうことも含めて早期に、うきは市の生活保護と直接関係はないんですけども、要は等しく学べる環境をどう整えるかというところにやっぱり改めて目を向けていただいて検討をぜひお願いをしたいというふうに思うんですけども、引き続きこれについては状況を調査して、私も含めて確認していきたいというふうに思っています。

その辺については、何か教育長のほうからありますか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 国の動向を見ながら引き続き検討させていただきますと答弁しております。そのようないろんな状況を勘案しながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということで、ちょっと進まない話ではあるんですけど、ぜひこれは市長にも耳を傾けていただきたいというふうに思いますので、その辺を御配慮いただいております。

次の質問に移ります。市内循環バスについてお尋ねをしたいというふうに思っています。

2項目ございまして、1点目、市街地と周辺地域・集落を定期的に走らせる循環バスの計画策定と実行で、地域で暮らせるまちづくりを図れないかお尋ねしたいというふうに思います。

それから、2点目、この間幾つかのところから要望が出されているというふうに理解しておりますけれども、回答では関係者間で総合的な検討をするというふうに言われていると思っておりますけれども、うきは市としてどのような検討をしているのか、いつまでにするのかお尋ねをしたい。

以上2点でございます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま市内循環バスについて、大きく2点の御質問をいただきました。

まず1点目が、市内循環バスによる地域で暮らせるまちづくりについての御質問であります。現在、うきは市内の公共交通サービスにつきましては、JR久大本線や西鉄バス久留米の久留米吉井線である幹線のほかに、新川・田籠地区と杷木を結ぶ西鉄バス神杉野線、小塩・妹川地区とうきは市民センターを結ぶ予約制の乗り合いタクシー、路線バスが廃止となった大石・山春・御幸地区を運行する市営うきはバスが運行しているところであります。また、市内には民間のタクシー事業者も3社存在をしております。さらに、これら有償のサービスとは別に、無償のサービスとしてうきは庁舎間バスや社会福祉協議会の移送支援サービス、医療機関等によるデイサービスのほか、地元スーパーマーケットが行う帰宅サービスなどが存在をしております。

議員から御指摘のありました循環バスにつきましては、市営うきはバスもこれに該当するものと思われま。既存の運送サービスも含めて、利便性の高い複合的な仕組みを取り入れていかなければ、地域で暮らせるまちづくりにはつながらないのではないかと考えております。

また、新規運行に当たっては、既存のバス、タクシー事業者にとって不都合、いわゆる民業圧迫とならないものであることも前提となります。具体的な運行計画の策定に当たりましては、地域公共交通会議を開催し、市民の皆様と交通事業者とがともに公共交通について協議し、合意を得なければなりません。

市では、今後も市民の希望と交通事業者への影響を考慮しながら、利便性のある交通サービスについて引き続き検討していきたいと考えております。

2点目の公共交通に係る総合的な検討についての御質問であります。地域交通手段の確保は交通弱者にとって大きな地域課題と認識しており、その解決に当たって、利用希望者の声をできるだけ詳細に把握し集約することが重要だと考えております。

現在、地域包括ケアシステムの構築のための協議の場において、江南地区では公共交通に関する協議を行っており、校区住民や関係者が一堂に集い、公共交通の検討を行い、意見集約を続けております。江南地区における協議の場は、ニーズを絞り込み、住民の合意形成を図る上で、またさまざまな民間事業者にも協力を得て公共交通を考えるという点で、モデル的な取り組みになっているものと思われま。

市としましても、新年度に入りましたら、なるべく早い段階で副市長をトップとした関係所管の会議を立ち上げて協議を進めてまいります。

江南地区の協議の場と連携をとりながら、地区住民による合意形成が整った段階で、ニーズに合った対応方針を示していきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） これについては、先ほども言いましたけれども、私ども議員への要望というのもありましたけれども、先日1月4日に市長に具体的な市政への施策について、市民からの要望書ということで提出しております。ごらんになっているかどうかというのはちょっとわかりかねますけれども、そこに具体的に記されたもので改めてきょう質問させていただくということでありま。地域交通の概念について言えば、先ほど市長がおっしゃったように、主に交通弱者等についての施策というふうに捉えるということだろうと思っておりますけれども、1つ声をそのときに出した、要望書の中に載っている声がありますけれども、地域交通については、今後の高齢化を考えると存続する必要があると。庁舎間バスについても必要であると思っております。庁舎間バスだけでなく、市内の住宅地と中心部を結ぶようなコミュニティバス化を検討すべきと思っております。公共交通機関を充実させないと高齢者や複数台の自家用車を持たない若い世代がう

きは市では暮らせませんと述べられております。それが要望書の中に載っております。

そういう意味では、さっき改めて副市長を中心にして関係者の協議会を開くということでありますけれども、先ほど江南で始まっている協議の場というのは、江南地域から出されていたということだろうと思うんですけれども、これは先ほど言いましたように、私どもがアンケートをとって市民の皆さんから意見をいただいた中にずっと書かれている、綿々と書かれている1つの事例として取り上げているわけですが、江南だけじゃなくて、ほかの地域の方々もたくさんそういう方がいらっしゃるということなんですね。そういう視点からの検討になるのか。要するに全市的な視点から検討されるのかどうかをお尋ねします。

○議長（榑川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市では、高齢化の進展に伴って、交通弱者、あるいは買い物弱者対策というのは極めて重要な行政課題だと、このように認識しておりまして、地域公共交通会議をしっかりと構築するという意味で、既に副市長をトップにいろんな協議をさせていただいているということは過去から答弁させていただいております。今回答弁させていただきました新たに副市長をトップにというのは、それぞれ枝葉に分かれた対応についても副市長をトップに関係所管でしっかりと対応するようにということで考えております。

やはり今後、健康対策と言うんですか、市民の皆さんが人生の最後まで元気に楽しく暮らしていただくためには、健康対策が非常に重要であります。そのためには、やはり1人で孤立するのではなくて、できるだけ外に出ていただく、そういう意味合いにおきまして、この御指摘については重要な課題だと思っています。年明けて、議員を紹介に市民の皆さんからの要望事項も見させていただきましたし、これはその資料だけではなくて、いろんな場で御指摘をいただいている案件でございますので、いずれにしましても、市一丸となつていろいろ対応させていただきたいと、このように考えております。

○議長（榑川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 1つちょっと気になる場所があつて、前々からひっかかっていたところがあるんですね。

これは、昨年平成29年の1月31日付で行政改革推進委員会の答申書が出ております。内容は、庁舎間バス、市営うきはバス運行事業の廃止、地方路線バス対策補助金はデマンド化への切りかえという、不要なもの、効果の薄いものを切る勇気が必要というふうにまとめられておりました。この答申について、市長はどのように実施する予定なのか、お尋ねします。

○議長（榑川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、行革の答申ではそういう御指摘が上がっております。

どうしても現状を見ますと、庁舎間バスとか、いろいろ利用者の方が少ないという実態がありま

す。

したがいまして、そういう御指摘が上がっているんですが、そこを踏まえて、もっと皆さんが利用していただけるようには、どういうルートが必要であるかとか、あるいはどういう形態が必要であるかとか、そういうことで総合的に検討していくというふうに我々は受けとめさせていただいておまして、総合的な公共交通網の整備の中で、行革の答申なんかにもしっかりと反映する形で対応していくと、こういうふうに考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ということは、この答申にまとめられた中身をそのまま実行するというのではないと、そういうふうに理解すればいいんですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しの答弁になりますが、現状で非常に御利用されている方が少ないというのは真摯に受けとめさせていただきまして、それを含めて、総合的な手段について考えていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 少し話の方向が変わるかもしれませんが、うきは市での免許取得者の中で、高齢者の免許返納の実態についてお尋ねしたいと思うんですけども、この間の高齢者の免許返納の実数について、行政は把握されていればちょっとお尋ねしたいと思うんですけど。最近の動きについて。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 運転免許証の返納の状況でございます。12月末現在、昨年1年間でうきは市といたしましては93名でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 昨年29年度で93名ということですね。ということは、これはふえている、減っているというか、その辺の数値も把握されているのかどうか、どういう動きなのかはわかりますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 免許証の返納状況でございます。28年度は59件になっ

ておりますので、ふえているというふうに認識をしております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 済みません、答えられる範囲でというふうに思ったので、失礼いたしました。

福岡県が出している交通年報というのがありますけれども、それによると、うきは市の免許取得者というのが2万1,376人おられて、65歳以上の方が6,034人、28.2%、この筑後地域の中でもトップクラス、当然そうなるんだろうと思っています。そのうち、75歳以上の方というのが、平成29年の12月現在で2,154人いるという状態ですね。そういう意味では、免許返納という制度が整備されて証明書発行等もされている状況の中で、年々これがふえてきている。一方で、事故等についても、実を言うと高齢者は——一般的に高齢者というふうな言い方も失礼ですけども、総体的に人口比で言うと高まっているというのが実態だろうなど。

そういう意味では、先ほど言いましたけれども、バス、庁舎間というだけじゃなくて、地域で交通を頼りにする。要するに、市民の方々が生きる選択として、悩みながらも免許の取り消し、いわゆる返納をされながらうきは市に住み続けたいという思いでおられるというふうなことだろうと思います。ここに1つのいただいた、これも市長に1月4日にお渡しした要望書の中に書かれておりますけれども、81歳の方、81歳になったのを機会に運転免許をやめるように子供たちに言われて悩みに悩んだ末、やめて1カ月になります。子供たちは遠くにいるらしいですけどもね。免許が使えるまで使って警察署に返納にはなりません。もう一度更新してから返納と言われがっかりですと。ちょっと意味が十分に伝わっていないところがあるんですけど、買い物と病院の通院、年金の出し入れなど困っていますと。今始まったばかりですけども、お互いの助け合いのきずなの問題だとかというのはあると思いますけれども、これをやはり加速度的にふえていくような気がするわけですね。そういったところでは、先ほど市長のおっしゃったように、地域交通をつくることによって、逆に健康で友達と会話したり、あるいは生きがいづくりだとか運動に通うとかいうことも含めて、全体としてうきは市のまちづくりに非常に積極的に貢献する中身ではないかなというふうに思います。私どもも新潟県の見附市に伺ってそういった調査もさせていただいております。そういう点でも、あるいはお隣の日田のところはまだテスト中なのかわかりかねますけど、そういった市内循環バスを有料でされております。その成否も含めて、今後引き続き課題ではないかなというふうに思っています。

近隣自治体の先進事例に学びながらも改めて喫緊の課題だというふうに思いますので、早急に関係各方面への取りまとめを要望して質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） これで1番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、5番、佐藤湛陽議員の発言を許可します。5番、佐藤湛陽議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 許可を得ましたので、質問させていただきたいと思います。

私は以前、小・中学校のPTA会長及び主任児童員をさせていただいておりました折、学校、保育園、キー・ノートなどを訪問する機会がございました。その都度、私なりに感じておりましたことがあります。幸い、4年前、市議員選挙に当選させていただき、議会での質問の機会をいただくことができましたので、幾つかの教育に関する質問をさせていただきました。今回の議会が今期最後の議会となります。そこで、私が過去に教育問題について質問してきました点を検証して、4年間の締めくくりにしたいと思います。

そこで、政府は、電通の高橋まつりさんの過労死を契機に日本人の働き方改革に本気で取り組み始めました。その結果、ある程度の改善がなされました。その中で学校教職員の長時間労働の問題だけは、働き方改革から取り残されたままになっています。このことは文部科学省も認めるところであり、教職員の長時間労働の解決は、今や全国的に喫緊の課題となっております。

そこで、質問（1）うきは市における教職員の長時間勤務の原因となっているものは何であると考えるか、市長及び教育長の見解を伺う。

私は、教職員の長時間労働の原因となっている主なものとして3つあると思います。①教員の本分以外の事務量の増加、②勤務時間外の生徒指導、③放課後及び休日の部活動指導。

そこで、平成26年12月議会において、この点を質問しました。これに対する教育長の答弁は次のようなものでした。

①事務量の増加について、近年、県からの調査報告依頼がふえていることは事実であり、これが教師の負担となっている。そこで、うきは市教育委員会としては、平成23年のパソコン入れかえ時に、教育ソフトとして、校務支援システムを導入。教員の事務の簡素化を図っている市教育委員会としては、事務軽減には、今後とも努力し、県教育委員会に対しても、報告文書などの削減を要望していく。

②指導について、児童・生徒の起こす問題行動は、万引き、自転車窃盗、喫煙、深夜徘徊などがある。このような問題が生じた場合に、学校は学年部を中心に指導に当たっているが、学校現場での生徒指導の割合は多くなっている。今後は関係機関と連携しないと生徒指導はできない。

③部活指導について、今後の部活動の課題としては、生徒数減少に伴い、部活動数の削減などの見直しの時期が来ていると考える。

以上のような答弁がなされました。

そこで、質問（2）平成26年12月議会の一般質問において、①教職員の事務量の増加、②生徒指導、③部活動指導について答弁されたが、その後、どのような成果があったか伺う。

教職員の長時間労働については、平成29年9月議会においての質問に対して、教育長が超過勤務の縮減に向けて、市全体での定時退校日や、部活動休養日を設定するとともに、ICTを活用した校務支援システムの充実や、授業準備時間の削減などの取り組みを始めていると答弁されました。

そこで、質問（3）教職員の長時間労働については、平成29年9月議会においての質問に対しての定時退校日や部活動休養日がどのように運用されているか、具体的に伺う。

平成28年9月議会において、母と女性教職員の会の要望事項について質問しました。これに対し、市長からお聞きした母と女性教職員の会から出された要望事項として、①教職員の定数増員、②学校支援員の配置と継続配置、③教育条件や教育環境の整備充実、エアコンの設置、④小塩小学校の交通アクセスの整備の4点でありました。

これらについて、市としてしっかり受けとめさせていただき、関係課とも連携しながら、可能なところから対応を図っていききたいとの答弁がありました。

そこで、質問（4）平成28年9月議会において、母と女性教職員の会の要望事項について答弁された4点について、その後、どのような成果があったか伺う。

平成28年6月議会で、うきは市の将来を担う子供の教育施策について質問させていただきました。これに対し、市長は平成28年3月、うきは市教育大綱を策定し、その中で、（1）社会を生き抜く力をどう養わせるか。（2）学力向上に向けて、どのような取り組みをするか。（3）うきは市らしい特色ある教育をどのように展開するかという3本の柱を立て、これに基づいて、種々の事業を進めているということであると答弁されました。

そこで、質問（5）平成28年6月議会で、うきは市の将来を担う子供への教育施策について質問したが、教育大綱策定からの各種事業進捗状況と、関係者や住民への認知度について伺う。

平成30年1月の教育新聞に教職員の座談会の記事が掲載されておりました。その中に要望として、発達障害の早期発見をしてほしいという意見が出ておりました。その理由として、早い段階で障害治療をしないと、進路選択のときに本人も親もつらい思いをすることになる。中学校に入ってからは、自分の障害のことをわかっても、それから対策をとるのは容易でない。担任から障害を伝えるのは難しいので、なるべく早い段階から発達検査につながる仕組みができればよいと思うということでした。

そこで、質問（6）学校における早期の発達障害把握について、その見解を伺う。

以上、6点について伺います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、過去に行った教育に関する質問の検証について、大きく6つの御質問をいただきましたが、最初に4つ目の母と女性教職員の会からの要望事項についてと、

5つ目の教育大綱策定からの各事業の進捗状況と、総合教育会議の住民等への認知度について、私のほうから答弁をさせていただき、そのほかにつきましては、教育長より答弁をさせます。

まず、平成28年9月議会において、母と女性教職員の会の要望事項についての答弁のその後についての御質問であります。毎年10月末ごろに、うきは市母と女性教職員の会との話し合いが持たれており、本年度も昨年10月26日に行われたところでもあります。

平成28年度は、大きく4つの要望についてお話をいただきました。先ほど議員からの御指摘もありますように、具体的に申し上げますと、1つが教職員の定数増について、そして2つ目が、学校支援員の配置と継続配置について、そして3つ目が、教育条件や教育環境の整備・充実、エアコンの設置について、そして4点目が、小塩小学校の交通アクセスの整備についてであります。

1点目の職員の定数増につきましては、福岡県の定数以上の職員を市費にて加配することにつきましては、財政的にも厳しいものがあるんですが、うきは市では、小学校1年、2年学年におきましては、福岡県の35人の標準学級定員数を30人で運用をしております。

また、2点目の学校支援員の配置と継続配置につきましても、各学校の状況を把握しながら、必要な人員の配置を行っているところであります。

3つ目の教育条件や教育環境の整備・充実、エアコンの設置につきましては、本年度、浮羽中学校及び吉井中学校にエアコンの設置を行い、トイレの改修工事も計画的に進めるとともに、通学路の道路環境の整備につきましても、関係機関と連携をしながら対応を図っているところでございます。

4つ目の小塩小学校の交通アクセスの整備につきましては、うきは市姫治地区小学校入学特別許可制度実施要綱に、校区域外児童の受け入れの要件を保護者の負担と責任で登下校させられる児童であることとしておりますので、校区域外通学児童の登下校につきましては、保護者の皆さんをお願いをしているところでございます。

次に、教育大綱策定からの各種事業の進捗状況と、総合教育会議の住民等への認知度についての御質問であります。教育大綱に基づく各種事業の進捗状況につきましては、1つが、子供たちの生きる力を育てる取り組み、2つ目が、学力向上に向けての取り組み、3点目が、特色ある教育の取り組み、4点目が、生涯学習推進の取り組みの、この4点の基本政策に沿って、各種事業を進めているところであります。

例えば、IT社会に対応できるICT教育、さらには、すぐれた音楽に触れるリトミック教育など、着実に事業推進を図っているところでございます。

また、教育委員会では、毎年4月に実施しているうきは市の全職員研修会で、うきは市教育大綱とうきは市教育振興基本計画を配布し、周知を図るとともに、各学校においては、その内容を

学校経営要綱で具現化し、これに基づく学校運営を進めております。

なお、総合教育会議の開催につきまして、市民への傍聴案内は、うきは市ホームページにおいてお知らせをしているところであります。本年度9月25日と、ことし2月21日に開催された教育総合会議には、それぞれ1名の方の傍聴があったところであります。引き続き教育長から答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） うきは市における教職員の超過勤務の原因についての御質問でございますが、福岡県教育委員会作成の公立学校における教職員の超過勤務縮減に向けた業務改善ハンドブックによれば、1日当たりの平均勤務時間は、小学校で9時間45分、中学校で10時間17分となっており、勤務時間の内訳は、小学校で授業、補充学習等50.3%、学級経営10.3%、学校運営関連、学校行事等9.5%、生徒指導、進路指導8.2%、研究、研修6.2%、会議3.9%などとなっており、中学校では、授業、補充学習等37.2%、生徒指導、進路指導10.8%、学校運営関連、学校行事等10.4%、部活動9.3%、学級経営9.2%、会議6.1%、研究、研修3.7%などとなっております。このような内容が原因となり長時間勤務が行われていると考えておりまして、うきは市においても同様の状況であると認識をいたしております。

次に、教職員の事務量の増加、生徒指導、部活動指導についての御質問ですが、教職員の事務量の増加に関しましては、現在市内全ての小・中学校におきまして、校務支援システムの充実を図り、事務の簡素化を図っております。

また、授業を支援するタブレット等を導入し、教材、教具作成においても、授業時間準備の短縮につながっております。

生徒指導については、各学校生徒指導部会や教育相談部会等を定期的実施し、いじめや不登校等の未然防止及び早期発見に努めるとともに、教育相談部会では、外部の関係機関、警察、児童相談所、社会福祉協議会、福祉事務所などと連携するなど、生徒指導の効率化を図っております。

部活動指導については、本年度、浮羽中学校8名、吉井中学校8名の外部指導者に指導していただいております。今後、生徒数の減少による部活動数の見直しや、複数顧問制など、引き続き中学校と協議しながら検討を進め、教員の負担軽減も含む部活動の円滑な実施に努めてまいります。

次に、教職員の長時間労働に係る定時退校日や部活動休養日の運用状況についての御質問ですが、現在、市内全ての小・中学校で定時退校日、両中学校で部活動休養日を設定しております。

定時退校日に関しましては、毎月2回実施しております。部活動休養日に関しましては、各中

学校週1回実施しております。また、本年度、小・中学校それぞれ各1校でタイムレコーダーを試行し、教職員の勤務時間を客観的に把握するシステムを構築する取り組みを始めているところでございます。

今後、福岡県教育委員会作成の公立学校における教職員の超過勤務縮減に向けた業務改善ハンドブックや、昨年12月に文部科学大臣決定として取りまとめられました学校における働き方改革に関する緊急対策等を参考に、教職員の長時間労働の是正に取り組んでまいりたいと考えております。

次の学校における早期の発達障害把握についての御質問でございますが、現在、市内の小・中学校では、発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒を把握するために、児童・生徒の様相、観察を踏まえた校内研修会を実施し、校内での情報を共有し、個別の支援計画、個別の指導計画を策定しております。

また、必要に応じて、1つには、北筑後教育事務所と市教育委員会や、各学校との連携を図り、巡回相談員などの外部専門家による授業観察等を行い、発達障害を含む障害のある児童・生徒を早期発見し、一貫した継続性のある支援体制の整備に努めております。

2つには、市教育委員会では、学校からの相談に応じて、外部の専門家を交えた子育てネットワーク会議を年間4回開催し、児童・生徒の状況を把握し、具体的な対応の検討を行っているところです。

なお、就学前の子供に対しては、福祉事務所や保健課が発達におくれが見られる子供に関しての早期発見と支援を実施しており、教育委員会としても、情報を共有しているところであります。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 私たちが子供のころは、昼休みや休憩時間に運動場や教室などで子供と一緒に遊ぶ先生の姿が見られたものですが、時代が変わったので、一概に当時と比べることはできないと思いますが、私は先生たちが子供たちと接している時間をもっと確保しなければならないと思っています。

今、先生たちは、子供と接するよりもパソコンと向き合っている時間が多いと思います。しかし、これは先生たちの責任でなく、そういう姿に追い込んでいる教育行政の責任があると思います。

先生は、パソコンでなく、子供に向き合うべきである。そうすることが子供たちの問題行動をいち早く予知し、結果として生徒指導に費やす時間も減少すると思います。とはいっても、なかなか難しい問題であり、教育委員会においても、いろいろな対策をとっておられると思いますが、いま一層の努力を要望いたしますが、いかがですか、教育長。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 私は、うきは市の小学校のほうにお伺いすることがあります。小学校の先生方、よく子供と遊んでいただいていると私は思っております。

現在、学校では、本年度、今試行段階ではありますが、学校の校時を変更して、先生方の休憩時間の確保等を図りつつ、なおかつ生徒と接するということができないかということで、今、試行していただいておりますので、そういった結果で、また各学校の中で、そしてまた、各学校とも、教育委員会としても十分話し合いをしながら、よりよい方向を見つけていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 部活動の問題は、教員の長時間労働の最大の原因になっている。ほかでも競技経験がない部活動の顧問に無理にさせられて、心理的に負担になっているとか、授業や教材の研究をする時間が確保できないなどのような問題を抱えています。

そこで、全国各自治体がこの問題を解決するためにさまざまな取り組みを始めています。福岡市では、競技経験がある校外の人材を部活動の指導員としてボランティアではなく、学校職員として採用し、教員にかわって部活動の正式顧問の役割を任せることを検討していると本年1月9日付の西日本新聞は1面に報道しています。

それによると、本年度、平成30年には、まず、市立中学校69校と市立高校4校の全てに1人ずつ、計73人を配置するという事です。これは文部科学省平成28年に外部人材を学校職員として登用できるように部活動指導員を制度化したのに基づいて導入されたものです。本市とは財政規模の違う福岡市だからこそできることであるが、工夫すれば本市でもできることはあると思います。

例えば、東京都の杉並区では、日ごろの練習は外部指導員に任せ、試合の引率は教師が行うという形で負担を減らそうとしています。ほかに第1、第3日曜日及び祝日は部活動の休養日にする。または、部活動数を削減し、複数の顧問制にするなど、工夫すれば教員の負担削減策もいろいろあるのじゃないかと思いますが、いかがですか、教育長。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 部活動につきましては、私ども市町村の教育長として、県等に強く要望していることがございまして、それはその部活動というのは、うきは市だけの中学校の問題ではなくて、他の市町村、それから県全体、あるいは九州大会、全国大会というふうに中体連になっております。したがって、県全体で具体的に部活動を何日休養するとか、あるいは中体連ではない大会の協会大会等についての参加については、一定の制限とか、そういうのを県全体でしていただかないと、なかなかうきは市だけというふうにはいかないところがございまして、が

しかし、そういうことは要望させていただいておりますが、一方では、うきは市はことしの出初め式が吉井中学校でありました折にお気づきになられたかと思いますが、外部指導者の方がそれぞれ8名、両中学校に入らせていただいております。ああいったふうに、顧問と一緒に対応していただいております。

じゃ、あの方々を今、福岡市さんがおやりになっている、あるいは全国的に文部科学省が言っているような、そういう本格的な指導員としてお願いできるのかということになると、これはまた、人材の面もありますし、そして、実際私も野球の顧問をしたことがございますが、顧問と外部指導者とのかかわり、だから、試合だけ引率してくださいよと言えるのか、全面的に任せていいのか、しかし、なおかつ、顧問としては、一定生徒を把握している必要もあるわけですね。そういったところをやっぱり学校の先生方とも十分話しながら、制度導入はしていかなくちやいけないと思っております。いろいろ前向きには取り組みたいと思っておりますが、そういった状況があることも御理解いただければと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 教職員の増員の問題は、予算を伴うことから市独自の解決は難しいと思うが、これは教職員の負担軽減とともに密接な関係をしている重要な課題であります。

日本教育新聞社が市町村教育長を対象に実施したアンケートで、「教員の働き方改革のために国に期待する施策は何か」という問いに、教育長の97%が「定数改善を望む」と回答しています。このことについて教育長はどう思いますか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 私もその97%に入っていると思います。ぜひ国には、人とお金を出していただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 市長はこの点、どう思いますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御承知のように、昨年3月だったと思いますが、安倍首相が議長を務める働き方改革実現会議というのができました。この実行計画、この中で働き方改革実行計画というのが策定されたんですが、その中の大きなテーマは、長時間労働の是正ということであり、これは教育界も含めての全体的な話だと思っております。

基本的には、私どもも以前からワーク・ライフ・バランスに力を入れておりまして、まさにワーク（働き）と、ライフ（個人の生活）ですね。早く帰って、個人の生活を充実する、そういうバランスをとろうということをやっているんですけども、今回、こういう国の動きに合わせてまして、新年度、ことしであります、2人の経営者を講師にお呼びしまして、民間会社におけ

るワーク・ライフ・バランスといいますか、働き方改革の取り組み状況なんかについてもしっかり御講演いただいて、我々、勉強をさせていただいたところであります。

やはり、その中で印象的だったのは、まさにこのライフを充実させることによって、要するに社員の皆さんが早く帰ることによって、事業の効率性が高まって、経営にも好循環を及ぼしているというふうな話をお聞きしました。私どもそういうことをしっかり拝聴させていただきましたので、もっともこのワーク・ライフ・バランスについて、教育長とも連携をとりながら、教育界も含めて、しっかり今後対応を図っていききたい、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 定数問題は、教員の負担軽減を図る上で重要な課題でありますから、他の自治体も連携して、粘り強く国、県に交渉していくことを私からも強く要望しますとともに、新聞を見ますと、平成30年3月1日の18年度予算ということで、県教育委員会は、長時間労働が深刻な教員の働き方改革に本格的に取り組み、勤務時間管理システムを導入し、教員の健康を守るだけでなく、教科指導に集中し、児童・生徒の抱える問題などに向き合う余裕を持たせる。

また、部活動を指導する教員の負担軽減も進める。また、いじめの貧困問題に対応するためにスクールソーシャルワーカーを県が経費を3分の1補助するというところでございますので、ひとつは県の動きと同時に、市も同じ動きで前向きに進めてもらいたいと思います。

それと、3番の教育環境の整備については、先ほどの岩淵議員のほうから質問がありましたので、カットさせていただきます。

それで、6番の件ですが、早い段階から発達検査につなげる仕組みがあるのかということ、もう一度ちょっとお聞きしたいんですが、その点、教育長はどうお思いですか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 発達障害等のお子さんの状況というのは、まず学校で担任の先生等が、その状況をしっかり見まして、そして専門家も交えた会議をいたしております。

また、なかなか担任の先生で判断がつかないという分もございますので、専門家の北筑後教育事務所等をお願いをしまして、巡回相談員という制度がございます。外部専門家の判断というのがございます。そういったものを、うきは市も積極的に活用して、早期発見、早期対応に努めているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） それでは、2番の市長新年の挨拶についてということで話を進めたいと思います。

平成30年1月1日発行の「広報うきは」の市長新年の挨拶の中に「地方創生と言われる中、

明治期の日々のチャレンジ精神を知る機会を設け、これからのうきは市を担う若い人たちに傳承していくことが重要です。そして、その精神を地域力の向上へ生かすことが必要と考えております。そして、ことしは明治元年から起算して満150年の年に当たります。明治以降、日本は近代化の歩みを進め、国の基本的な形を築き上げました。明治期においては、若者や女性が外国人から学んだ知識を生かし、新たな道を切り開き、日本のよさや伝統を生かした技術、文化を見出しました。」とあります。

また、ことしの1月23日の西日本新聞に安倍首相の施政方針の演説が掲載されていました。その中にも「150年前、日本国は明治という新しい時代を迎えました。明治政府は、身分、生まれ、貧富の差にかかわらず、誰でもチャンスが与えられたという新しい時代をつくりました。その中で育てた、あまたの人材が我が国が急速に近代化を成し遂げる原動力となった。その陰には、東京帝国大学の総長に登用された山川健次郎氏の力が大きかったと思われる。彼は、大学に学生寮をつくるなど、貧しい家庭の若者たちに学問の道を開くことに力を入れ、女性の教育も重視した。今、日本は、少子・高齢化という国難ともいべき危機に直面しております。そこで、明治の先人たちに倣って、もう一度あらゆる日本人にチャンスをつくることで、少子・高齢化もきっと克服できる。今こそ、新たな国づくりのときです。」とあります。

そこで、我がうきは市では、明治元年に小塩生まれ、福井県知事や函館市長、名古屋市長などの要職を歴任した佐藤孝三郎氏や、その子息で明治37年生まれ、法教官で日本国憲法の政府原案をつくり上げた佐藤達夫氏がおられます。また、英文学者で大学生時代は芥川龍之介と首席を争い、九州大学英文科初代教授や、青山学院大学長などを務めた豊田氏など、明治期に活躍した偉人がたくさんおられますと掲載されておりました。

そこで、質問（1）新年挨拶の中で、明治元年起算満150年に当たり、明治期に活躍したうきは市輩出の偉人について述べられているが、「文部科学省新年度予算案の中に地域の特性を生かした道徳教育を進めるため、郷土の伝統文化や偉人たちを取り上げた地域教材の作成を支援する。」とありますが、このことを念頭に置いて考えたのか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、私の新年の挨拶の中で、明治元年起算150年に関する取り組みの考えについての御質問をいただきました。平成30年は、明治元年の1868年から起算して、満150年の節目に当たります。明治以降、近代化の取り組みを行い、国の基礎が築かれました。改めて明治期を振り返り、将来につなげていくために、国だけではなく、地方公共団体や民間企業も含めて、日本各地で明治150年に関連する取り組みを行っていくこととなっているところであります。

本市におきましても、明治期に各方面で活躍されたうきは市出身の先人がいらっしゃいます。

今、議員御指摘のとおりでございます。これらの先人の精神に学んで、さらに飛躍するうきは市へ向けた施策として、今回この明治150年を機に、地元ゆかりの先人の活躍等を伝承し、その精神を地域の向上へ生かすことを目的として記念事業等の取り組みを平成30年度に予定をしているところであります。

幅広い年代の方々に明治期の先人の活躍に触れてもらうことで、よりよき地域づくりへの意欲向上や、新たな発想を得ること、また、時代を担う若者の人づくりなど、多面的な効果を期待しているところであります。

今回、議員から御質問のあった文部科学省の地域の特性を生かした道德教育を推進するため、郷土の伝統文化や偉人などを取り上げた地域教材の作成などの取り組みを支援するというのは、文部科学省における道德教育の改善・充実としての施策であり、市が計画している事業、これを念頭に置いたものではございません。しかしながら、うきは市では、小学校3年生、4年生の社会科副読本を作成しており、この副読本の中で菊竹六鼓や田代重栄をふるさとうきは市の先人として取り上げております。今後、この副読本を改訂する際に、その他明治期の先人についても、掲載する人物として検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 私は、この文部科学省の新年度予算案を見ているとき、最後の教材面ではということで、郷土の伝統文化や偉人たちに取り上げた地域教材の作成を支援するとかうたわれちゃったから、これは平成30年1月15日の教育新聞を見てから、私もふとこういうことだろうと思って質問したわけでございます。こういうことでないということでございますので、市長が記念事業やら、そうするというところでございますが、多面的効果があるということでございますが、具体的にどういう考えがあるのか、よかったらお話を聞かせていただけませんか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、このうきは市におきましても、明治期に活躍された多くの先人の方、先達の方がいらっしゃいます。今、議員のほうから御指摘があった、まず最初に、明治元年生まれで、小塩御出身の佐藤孝三郎先生、もともと浮羽郡ができておりませんので、生葉時代の尋常小学校の教鞭をとられた先生なんですが、一念発起して、もう少し勉強したいということで上京なさって、後の早稲田大学に入られ、そして、卒業と同時に、あの一番当時難しい高等文官試験を合格なさって、内部官僚の道を歩まれ、福井県知事とか名古屋市長とか、函館市長をなさった先生がいらっしゃいます。

そして、その御子息が、明治37年生まれで、佐藤達夫先生、法制官僚ということで、ちょうど昭和の、我が国の戦後20年、21年、22年に、ちょうど日本の法律をつかさどる内閣法制

局の第一部長、そして、法制局次長、そして、法制局長官とわたり歩くんですが、その間、マッカーサーとやり取りをして、我が国の日本国憲法の素案をつくり上げた中心人物が佐藤達夫先生であります。

後に、人事院総裁をやられ、そして、小塩出身ゆえに、やっぱり植物がお詳しくて、当時の昭和天皇と植物学の面でも交流が深かったと、そういう偉人がうきは市出身でいらっしゃいます。

そして、明治18年上まに豊田實先生、英文学者であります、東京大学で勉学をしているときに、あの文豪、作家の芥川龍之介とトップを争って、豊田實先生のほうがトップで卒業なさったというふうにお聞きしていますが、そういう偉人がいて、後に青山学院大学の学長もなさった先人もいらっしゃいます。

そして、今まで常にいろいろこの議会でも議論になりました明治13年生まれに菊竹六鼓氏、反骨のジャーナリスト、20世紀の世界のジャーナリスト100人に選ばれました菊竹六鼓氏、さらには、明治23年生まれで、安元知之先生、我が国初の新劇の一種である農民劇場を興した安元先生もいらっしゃいます。ほかにもたくさんいらっしゃいます。

こういう先人をしっかり我々がもう一度検証して、特に多くの市民の皆さんにお話をすると同時に、次代を担う子供たちにこういう先輩がいたことをしっかり伝えて、さらなる勉学といいますが、子供たちの勉強の動機づけにしていきたいと、このように思っております。そのためには、私だけではなくて、やはり地域出身、特に出身地域の皆さんにも参画していただいて、皆さんと一緒に、その今申し上げた先人の掘り起こしをやって、多くの場でそれを伝えていくような取り組みとかをやっていきたい。

ほかにも、これは平成30年度の当初予算にちょっと計上させていただいて、また、これから御審議をいただくわけですが、ほかにもいろんな関連事業をやりたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 日本国憲法の政府の草案をつくり上げた佐藤達夫氏もおられるということですが、この今の憲法の問題で、いろいろ問題が取り沙汰されている中で、市長はこういう、今の取り沙汰されている問題で、こういうふうな佐藤達夫氏の名前が出たのかどうかというのをちょっと知りたいんですが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、話題になっています憲法改正の話については、ちょっと触れるのは差し控えさせていただきたいと、このように思いますが、私がやはり佐藤達夫先生がすごいなと思っているのは、当然、マッカーサーのほうから英語でこういう、日本は二度と戦争をしないように、こういう憲法をつくりなさい等々、いろいろ指摘がある中で、しっかり英語で対応して、

どうしてもやはりマッカーサーはアメリカ生まれですから、日本の文化とかを承知していないところを、佐藤達夫先生がしっかり英語を、日本語である憲法にどのように日本の歴史文化とか、そこのアイデンティティーを生かした中で言葉に切りかえていくかというのをすごく工夫して素案をつくり上げたというのは、もう本当にすごいなど。

何でこういうことを申し上げるかという、ちょうど昨年のNHKのラジオで、11月だったんですが、2週続けて声でつづる昭和の人物史で佐藤達夫先生が2週取り上げられて、全国に放送されておりました。その中で、切々とその御苦勞話を肉声として佐藤先生が語っていたことが私の脳裏から離れない、そういう思いでいるところであります。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 「企業は人なり」という言葉があるように、国の力も人にありということだと思います。窮地を乗り越えるためには、強靱な人材を育てることが大事だと思います。そのためには、子供をふやすこと、また、そのために若者が将来、安心して住めるような環境づくりが不可欠だと思います。全て市長の手腕にかかっていると思いますので、市長の手腕を期待して私の質問を終わらせていただきますけど、最後に一言。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） これから30年度の当初予算を御審議いただくわけですが、その中に明治150年の関連の予算も計上させていただいております。私としては、ぜひお認めいただいて、うきはの先人をしっかり広く多くの皆さんにお伝えして、さらなるうきは市の振興とか、繁栄につなげていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（榎川 正男君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 終わります。どうもありがとうございました。

○議長（榎川 正男君） これで5番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

○議長（榎川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は11時5分より再開します。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（榎川 正男君） では、一般質問を再開します。

次に、6番、上野恭子議員の発言を許します。6番、上野恭子議員。

○議員（6番 上野 恭子君） それでは、議長の許可が出ましたので、一般質問を始めさせていただきます。

私は今回、議員の改選によりまして最後の質問となりますので、どのような質問をしようかと

思いましたときに、日ごろの気づきを一般質問に上げさせていただきます。よろしく願いをいたします。

まず1つ目、うきは市が全国とつながるための活性化についてでございます。

小さな市は、社会とつながることが大事で、このことが活性化の推進になると思っておりますが、うきぴー、また方言、人物、特産品、文化財、歴史をPRし、「何度も訪れたいうきは市」として、よさこいのリズムやリトミック音楽を使った全国に訴求効果のある動画を作成したらどうかと思っております。

まず、何度も訪れたいうきは市を紹介するには、リズムカルに覚えやすく、短い時間で自慢を言え、ほっこりと温かく、身近に感じる内容、このことが重要ではなかろうかと思っております。またこの中に、うきは市が厚く手当てをしております子育て支援、また予防注射、それから学童保育、リトミック、それから福祉の充実、こういうものを入れながら、あり余る自然などなども入れながら、結局、一口で言いますと、まるごと博物館プラス教育、福祉を入れて全国にアピールしていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまうきは市が全国とつながるための活性化について、うきはの地域資源と音楽を組み合わせる動画を作成して全国に向け発信してはどうかの御提案であります。最近では全国の多くの地方自治体で地方PR動画の制作が行われております。ユーチューブなどのインターネット上の動画投稿サイトにアップロードすれば、国内だけではなく世界へも発信することができ、知名度をアップさせたい地方にとっては有効なPR手段であると言えます。

うきは市におきましても、市のPRには写真や動画は有効なものと考えており、今年度は地方創生推進交付金事業として視覚に訴える観光PRツールの制作に取り組んでまいりました。1つ目は、市の総合観光パンフレット、これは日本語、英語、韓国語、中国語対応が可能となるパンフレットのリニューアルを行いました。市の観光地や各種イベント、食文化、歴史、自然、特産品などの魅力的な写真を多く使用したものとなっており、今月中には完成の予定であります。

次に、うきは市特産品パンフレット「うきはたからモノBOOK」の制作であります。商品や生産者の情報を写真やイラストをふんだんに取り入れて視覚的に紹介することで、うきはの特産品のイメージアップを図るとともに、ふるさと納税の促進にも活用していくこととしております。

動画制作につきましては、自然や景観、フルーツ、白壁、歴史、うきぴーなど、市の観光資源を盛り込んだPR動画を今年度、地方創生推進交付金を活用して制作しております。短編と本編のそれぞれ2種類を制作中でございまして、東京アンテナショップを初めとした首都圏でのプロモーションで活用するとともに、ユーチューブなどの動画投稿サイトに動画をアップして積極的な情報発信を行ってまいります。

さらに、動画と音楽との組み合わせにつきましては、昨年、YOSAKOI祭りの第10回を記念してオリジナル動画の「うきはdeダンス」が実行委員会で制作されております。平成30年度は、当初予算に計上させていただいておりますが、新たな取り組みとして、映画ロケ地の誘致、いわゆるフィルムコミッション事業を行いたいと考えております。また、森林健康アウトドアビジネス構築事業として、森林セラピーのPR動画を作成することとしております。今後とも、うきはならではの映像作品の制作を通して魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（榎川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 行政のほうも非常に先駆けて映像発信ということで非常にうれしく思っております。いろんなものを紹介するのには、やはり文章を出すよりか映像を流していく、そして短時間でPRしていくということが非常に大事だと思っております。そして、若者にも効果的な方法だと思っておりますし、先ほど市長が申しますように、広く伝えやすいということはあると思います。そしてまた、1年目、2年目と内容を検討されていくのではなかろうかと私は思っておりますが、その中にはやはり、今、全国的に言っております子育ての支援、それから福祉等、そういうものを取り込んでいただいて、そして発信をしていただくということも大変重要ではなかろうかと思っておりますので、そういう点も考え合わせながらよろしくお願ひしたいと思います。

活性化には、こつこつ活性化と、非常に勢いよく、やはりそういう映像での活性化、それからまた人材を通しての活性化、いろんな活性化があると思いますので、それぞれの方法で2乗、3乗と活性化につなげていくのが我がうきは市の小さい市としては非常に力になるのではなかろうかと思っております。最後の答弁をいただいて次に移りたいと思っておりますが、そのところをよろしくお願ひします。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、さまざまな形で動画、写真等を織り込んだ対応をさせていただこうと思っております。30年度の当初予算でもそういうことで御審議をいただくわけでありましたが、ただ、議員が御指摘のように、子育て施策とか福祉施策まで盛り込んだオールうきは市というか、そういう視点とはちょっと違うところもありますので、議員の御指摘もありますので、今後、御指摘はしっかり受けとめさせていただきたいと思っております。

○議長（榎川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。

福祉、子育ての部分は、やっぱり子供が笑顔でうきは市で育っておりますというところ、それから、お年寄りが幸せに暮らしておりますというような映像を入れていただければ結構かと思っております。そういうところでの私は動画作成ということを申し述べたわけでございます。行政のほう

でも熱く考えていただいておりますので、この件はお任せしたいと思います。

では、次に移ります。2つ目です。学校の男子トイレのあり方についてです。

学校のトイレ設置状況ですね、男子トイレ、中学校、小学校ともちょっと調べてみましたら、小が6、大が4と、60%、40%の設置となっているようです。朝倉市をちょっとお訪ねしましたら、朝倉市もそういうことであるということがございますが、私も前々から感じておりましたが、子供たちの――質問の一番最初を読みますね。男子トイレには大小2種類の便器が設置されていると思いますが、両方を兼ねた1種類でよいのではないかと考えております。使用がはっきりわかる便器の設置は、逆にいじめの対象に利用されていないかというような心配をしているわけです。このことに気づいてから、子供たち、中学校の生徒さん等にも通りがかりちょっと聞いてもみますが、全否定はいたしません。そういうこともあっているのかな、いじめ言葉もあっているのかなということも感じた次第です。

子供たちは体調もそれぞれ違いますし、腸の働きぐあいも違います。朝食を食べたり、昼食後の体調の違い、我慢をしている子供がいるのではないかというようなことを思いまして、この質問に至りました。大人の見えないところでのいじめがあっていないかということも心配しておりますが、そのことについて目をやったことがあるかどうか、また、そういうことがあっていないかの情報が持ち合わせがあるかどうか、そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校の男子トイレのあり方について、男子トイレは大小兼ねた大便器1種類でよいのではないかについての御質問でございますが、現在、うきは市ではトイレの洋式化を進めております。

議員御指摘のとおり、学校で大便をするとからかわれるから我慢をする児童・生徒もいますし、性同一性障害で小便器を使うことに違和感を持つ児童・生徒に配慮しまして、洋式化を実施するに当たり、男子トイレの個室化についても検討を行っているところでございます。

男子トイレの個室化に当たり一番の問題は、トイレの広さになります。和便器が主流の時代に建設された学校がほとんどでございますので、洋式化にするだけでも便器数が減り、さらに小便器がなくなると便器の数が極端に減ってしまい、トイレが混雑して休み時間内に間に合わなくなることです。また、男子トイレのオール個室化につきましては、10年ほど前から設置する学校が出てまいりましたが、その後なかなか広がらない状況があります。原因としましては、先ほど説明しました便器個数の確保、公衆トイレ等には小便器が設置してあるので小便器に対する教育、大便器に立ったまま小便をするので飛び散りなどの清掃の問題などが挙げられます。

男子トイレの個室化にはメリット、デメリットがございますので、今後もトイレの新築時や改修時には検討項目の一つとして協議をしてみたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） この件は、私も母親の立場から考えてまいりました。本当に今まで長年子供たちが卒業してきましたが、その中には非常にそういうことで悩まれた子供たちも多いのではないかと心を痛めたこともございます。

そういうことから、一遍にするのは不可能であれば、何カ所かトイレもあると思いますので、3カ所あれば1カ所は両方使いにするとか、そういうやり方からでも、本当に一遍にというのは無理だろうということも私も思いつつ質問をしたわけですが、そういうふうにしていただければ、そのトイレに入れば必ず個室に入らんといかんというようなこともなれば、そういういじめというのも、たたいたりするのだけがいじめじゃなくて、口で言うのも非常に精神的ないじめでございますので、人間としての生理現象ですから、こういうものからそういう対象になるということは絶対あってはならないと思うわけですね。だから、そのことを教育長の答弁の中に今後しっかりと考えていくということをお聞きしましたので安心いたしました。

設置方法としては、簡所的に個室を1カ所からということも考えていただきながら、できるだけ早急にそういうことをしていただきたいという思いでございます。生理現象については子供たちに気を使わせないということ、これが設備設置の原則ではなかろうかと思っております。本当に子供たちに尋ねても、全面否定はいたしません。ということは、あっていることではなかろうかと思っておりますので、どうぞこの件は忘れずによくお願いしたいと思います。

方向性はわかりましたけど、最後の答弁をいただいて次に移ります。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 具体的な設置ということを考えてみますと、仮にそういうトイレを1個設置するということは、児童・生徒にとってはそういうトイレに入るという認識になりますので、それはそれでまたちょっと難しい部分もあります。ですから、鳥栖市さんがお取り組みになっているのは、もう全面的に個室化と。するようであればもう全面的に個室化にしないと状況は変わらないのではないかと。そういった点も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。

今、教育長の言われるとおりでございます。するときには全体をすると、そういうことで本当によろしく願いをいたします。

それから、次に移ります。3番、庁舎内喫煙についてです。

本当に多くの男性を敵に回すような質問をしまして、するということでありまして、たばこ税というのは予算書を見ますと、収入の部分の軽自動車税よりか高い1億9,100万円というたばこ税が入っております。それで、大変感謝を申し上げます。

それで、やめてくださいと言う気はないんですね、大人の人に向かって私が。それは個人個人が健康を管理していくことですので、そういう気は毛頭ございません。

それで、市では市民の健康事業にしっかりと取り組んでいると思いますが、庁舎内の喫煙室について、周辺ににおいが感じられる、庁舎外の喫煙にしてはどうかという質問でございますが、はっきりここで言いますと、1階の喫煙室が非常ににおっております。議員さん方ののまれる喫煙室、それから2階の喫煙室は何度もうろうろしましたけど、余り感じられませんが、1階が特に感じておりますし、庁舎内の職員さんの女性の中にも非常にきつにおいがするというようなことも感じているようです。それで、ちょっと近隣を調べてみましたところ、これは参考ですね、筑紫野市、それから筑後市は外で、朝倉市は今後庁舎を建てかえるということで、今後の課題ですというようなことでもございました。大刀洗町が外にのむところがあるというようなことでもございますけれども、久留米市はうきは市と同じで、来賓用を内でのむ、職員さんが内でのむ、外でのむがありますけれども、多分、福岡市等は勤務中の喫煙はだめじゃないかと思っております。東京オリンピックでいろいろこの件も騒がれておりますから、私が言うべきことではないと思いますが、身近な方が、のまれない方がにおいがきつといえれば、やっぱりのんでいる方のわからない部分でございます。そういうことで質問をさせていただいたわけです。

うきは市でも厚生文教の私たちは健康に関するところをやっぱり視察に行きます。お金をかけて視察に行きます。健康になるような取り組みをされていると聞けば、西に東にと行くわけですね。また、西別館のほうでは健康について非常に皆さんが健康になるための努力をされて、いろんな計画、施策をとっているわけです。社会福祉協議会でもそうでございます。相反するところでもありますけれども、また一方、たばこをのんでいるから皆さんがどうかさっさとどうか体がなりましたというようなデータもとれているわけではございません。

だから、のんでいる方にどうあるべきというような意見は持ち合わせておりませんが、せめて1階等の、特ににおうわけですね。ああいうにおいのあるところはどうにかしていただきたい。できればベランダに近い、外に近いようなところでのたばこを吸う場所にしていただければという思いでの質問でございます。

やっぱり全くのんでいない方については、ちょっとのんでいる方とすれ違うだけでも非常ににおうものでございます。極端に言えば、どう言いますか、極端に言うと、においが頭痛に変わったり、吐き気がしたりする人もいらっしゃいます。そういうことですので、そこら辺を考えていただけないかということの質問でございます。1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま庁舎外喫煙にしてはどうかという御質問をいただきました。

議員御承知のとおり、市庁舎には1階から3階までの各フロアに喫煙室を設けております。御

指摘のとおりであります。これは受動喫煙を防止する目的で設置しているものでございます。受動喫煙の防止対策につきましては、健康増進法第25条において、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、百貨店、事務所、そして官公庁施設、飲食店、その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと、このように規定をされております。

また、平成22年2月25日付の厚生労働省通知におきまして、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙であるべきであるとされており、少なくとも官公庁や医療施設においては全面禁煙とすることが望ましいと求められているところでございます。

現在、開会中の国会において、受動喫煙防止対策を強化する健康増進法の改正案が提出される見込みで、改正法案では官公庁の屋内全面禁煙が盛り込まれる見通しとの新聞報道等がなされているところでございます。

当市におきましては、受動喫煙防止対策として各フロアに喫煙室を設け分煙対策を行ってきたところでございますが、この改正法案の動向を踏まえながら対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。市では収入の部分で非常に御協力をいただいているというところで、本当に大変このことを質問するのは心苦しいところもありましたけれども、やはり社会の常識に並行していかなくてはいけないんじゃないかなという思いでございます。そういうところで、行政のほうもしっかり国会の動きに合わせてやっていくということでございますので、よろしく願いをしておきます。たばこをやめていただかなくても、嗜好品でございますので、近くの場所にのむところを考えていただければいいことでありまして、私のこの質問の中は、やはり1階が余りにもにおいますものですから、そういうところを思ったわけです。でも、またそのことを踏まえていただいて、両方からいい方向に向けていただければ幸いですので、しっかりと考えていただきたいと思っております。よろしく願いをしておきます。

それでは、この件は終わります。

次に移らせていただきます。市内の在住事業者の貢献についてでございます。

市内在住事業者には、長年日々の努力を重ね、うきは市の活性化に多大な貢献をされている方々がたくさんいらっしゃいます。そういう事業者の方々にもっと光を当て、それぞれの成功体験を次に伝えるべく紹介の場をつくる必要があるのではないかという質問でございます。

このことを一つの、一の質問に書きとどめるのに非常に苦労しました。市を一つの大企業とみなしますと、各課の各分野の箇所が安定していくように頑張られるように光を当ててほしいとい

うことでございます。補助金じゃなくて、そういう人の気持ちを育ててほしいという質問でございます。創業者の中には、100年以上のところもあれば、5年、10年、15年というところもでございます。ニューフェイスの方もいらっしゃれば、長年の創業者もいらっしゃるということです。

やはり地元で小さく、大きく創業されている方も、外部のほうからいろんな方をお呼びしますと、私たちもこげんして頑張っておるのに、声は一向聞いてくださらんというような方もいらっしゃるわけですね。私たちもしっかりと体験の中から言う言葉は持っておりますというようなことだろうと思うんですね。だから、やはり地元で頑張っておられる方に光が当たる、例えば、体験講演でもいいですし、新聞の一角に、行政の新聞の中には個人を多大に書くことはできないとは言います。それはわかっておりますけれども、どう言いますか、大義名分があればまた書けるわけですので、そういうことも兼ね合わせながら、大事なうきは市の創業者、事業者でありますし、今後を担っていくところでもありますので、そういうところにぜひぜひ光を当てていただきたいという思いからの質問でございます。

私を感じますのに、ここ三、四十年前は商品が高くていいものがありました。高くていい商品がありました。安くて悪い商品もございました。それけど、今は安くていい商品がいっぱいなんですね。もう本当に三、四十年前の商法よりもっと難しくなっていると私は思っております。前は悪い商品もありましたけど、今はおいしいものも、いい商品もたくさんです。だから、非常に伸びるのにも難しい部分もあると思いますので、地元創業者にそういう光を当てることを考えてほしいという質問です。1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまうきは市の活性化に多大な貢献をされている市内事業者の成功体験を紹介する場をつくるべきではないかと提案をいただきました。

市では、創業・移住支援ポータルサイト「うきはのはなし」の運営を平成28年度より開始して、市内の新規創業者へのインタビュー記事を掲載し、ウェブ上で公開を行ってきたところがあります。あわせて、フェイスブック等SNSを利用して、創業者の思いや創業に至った経緯等を市内外の方に広く知っていただけるよう、情報の提供を行ってきております。そのサイトでは、市内事業者の社長インタビュー記事を掲載しており、長きにわたり商工業の発展に貢献いただいている経営者の紹介も行っているところで、今後とも市内事業者の紹介を継続して行ってきたいと考えております。

なお、平成30年度の当初予算に計上させていただいておりますが、新たに市内事業者への取材記事、インタビュー記事を月1回、広報うきはに掲載することを計画しており、老舗事業所から新規創業の事業所まで、市民の方々により一層広く知っていただくために、市内の事業所、経

営者の紹介を行ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（榊川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。

インタビュー等もあるということでございまして、目の前がぱっと明るくなった感じですが、やはりここニューフェースの事業者の方々、市内、うきは出じゃない、県外からおいでになっている方もたくさんいらっしゃいます。そういう方が、もう一人息子だから帰らんといかんとか、そういうことを数年前言われた方たちを大分とどめたわけですね。そうしますと、やはりどうしてもどこかかのシェフとか何とかのシェフとかとって来られると、私たちもおるのになというような声を全く聞かないわけでないわけですね。だから、やはりそこに自分たちも一から立ち上げてきたプロなんだという気持ちがありますので、また、そうです、一から、親から受け継いだものでもなく、一から自分たちで研究しながら立ち上げた人の生の声というのは非常に伝わります。だから、次につながるU-B i C等でも次につながる事業者の立ち上げになると思いますので、ぜひぜひその方たちの生の声を伝えていただきながら、そして、次につなげながら、そして、その方たちが気持ちを育てながら頑張られる事業所になっていただきたい。やっぱり自分のやってきたことを伝えていくということは、次へ進む力になっていきますので、そういうことも考えてあげながらやっていかなくてはいけないんじゃないかと思います。

昔でしたら、自分の事業は自分で守り育てていくのが当たり前だという時代ですけれども、今は先ほども述べましたように、いいものがたくさんあって、昔よりかやりにくい。やっぱり事業というのは、私だけが感じているのかもわかりませんが、私はそのように感じております。昔は高くてもいいものであれば売れる、今はいいものがざらにあるという中で生き残るということですね。だから、そういうことにしっかりと目をやっていたら、行政のほうでもしっかり考えていただいているということでございますので、お任せをしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いしておきます。

ブランドのほうの課長もいらっしゃいますが、何か一言、よろしかったらお願いできますか。

○議長（榊川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（榊川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） うきはブランド推進課の田籠でございます。

先ほど市長のほうで答弁はさせていただきましたけど、いろんなSNSとか広報とかを使いまして、地元のいろんな商工業者をきっちり紹介させていただきたいと思っております。それと、今までいらっしゃる商工業者の皆さんに対しても、昨年からうちのほうの係、担当のほうで商工会と一緒に事業者を訪問させていただいております。そういう部分について、いろんなニーズとかそう

いうのをちゃんと吸い上げまして、今後の施策等に生かしていきたいと思っておりますし、予算のほうにも反映させていきたいと思っておりますので、あわせて商工業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） どうぞよろしく願いをしておきます。課長はまだ退職ではございませんでしたですかね。退職されますと困りますので、よろしく願いをしておきます。

それじゃ、次に移らせていただきます。選挙立会人についてでございます。

18歳以上の選挙となり、若者の投票へのさらなる意識を高め、責任感を醸成させるためにも、18歳からの選挙立会人をお願いしたらどうかという質問でございます。

学生さんでありますので、時間帯のいろんなリズム等が合わない部分もあると思いますが、そういう機会がとられますならば、ぜひぜひお願いしたいということでございます。

まず、平成28年1月に法改正で18歳選挙、まず我が市長の選挙のときから全国初の18歳選挙でございました。非常にいいことだなと思ったわけです。外国と日本は違い、外国ではもう18歳のときは政治に非常に興味を持っている子供さんたちが多く、日本では18歳は非常に無頓着というようなことでもございましたけれども、18歳からの選挙参加は非常に私も嬉しいことと思っております。立会人になることで選挙に対する意識の高まりもできるといいますし、向き合いも肌で感じられると思います。市民参加の高まりも感じていただき、将来を担う大人への気持ちの高まりもできるのではなかろうかと思っております。

ちなみに、ここに選挙立会人の選任について、福岡県選挙管理委員会からの平均的な投票所を選び総計したものがございすけれども、投票率でございます、18歳から19歳が42.65%というような平均が出ているようでございます。20歳から24歳が29.80%、25歳から29歳が33.30%というようになっておりますので、18歳、19歳はそんなに低くないのかなと思っております。

うきは市では、18歳が46.55%、19歳が25.0%となっておりますが、まずまずどうにか走っているというような状況でございますが、私も一回、立会人になりました。そのときから選挙に対して目の向け方が違ってまいりました。本当、じっと座って、一日やっぱり投票所の現場で見るのは非常に、どこにも行けないつらさはございますけれども、それだけ重く選挙というのを立会人になって感じた時間でございました。そういう機会をつくってあげるとは大変重要ではないかなと思っております。今後、立会人について前向きに考えていただき、できる範囲での対応からでも結構でございますので、お願いしたいと思っております。他市のほうでも少しずつ進められていくのではなかろうかと思っておりますけれども、そのことに対して最後の答弁をいただき

たいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま選挙立会人について、18歳からの投票立会人の選任について御質問をいただきました。基本的には選挙管理委員会の所管事項でありますので、踏み込んだ発言は控えさせていただきますが、選挙管理委員会事務局より現状等について聞いておりますので、御説明をさせていただきたいと思います。

議員が言われるように、みずから投票立会人になることで選挙を身近に感じ、そのことが投票率向上につながるものと考えております。18歳からの投票立会人選任につきましては、平成28年度の衆議院議員福岡第6区選出議員補欠選挙で選挙管理委員会事務局側から浮羽究真館高等学校に対し生徒の投票立会人依頼をさせていただきましたが、受験等を控えているため難しいとの御意見をいただいたと聞いております。

また、各自治協議会に対しまして若年層の投票立会人の推薦依頼をさせていただきました。平成28年度の衆議院議員福岡第6区補欠選挙では18歳及び19歳の投票立会人、各1名を、そして平成29年度の第48回衆議院議員総選挙では、28歳の投票立会人1名を推薦させていただきました。

ここで、昨年執行されました第48回衆議院議員総選挙の県内年齢階層別投票率について御説明をさせていただきます。この投票率は、福岡県選挙管理委員会が各市町村から平均的な投票所を選び総計したものでございます。18歳から19歳の投票率につきましては42.65%となっております。一方、二十から24歳の投票率は29.80%、25歳から29歳の投票率は33.30%と、18歳から19歳の投票率を大きく下回っている状況でございます。県全体としては53.31%でありました。選挙管理委員会としましては、18歳のみに限らず、若年層の啓発活動に取り組んでいきたいと聞いております。

投票立会人選任につきましても、引き続き各自治協議会、浮羽究真館高等学校、市内事業所に対しまして、若年層の推薦依頼をしていきたいとのことでございます。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 少しずつからでも結構だと思います。政治に関心を持っていくということ、そのことは今後を担う若者たちに大変大切なことだと思いますので、ぜひよろしく願いをいたしたいと思います。

最後になりました。今期2期目の一般質問も最後となりましたが、行政の皆様には真剣に一般質問を考えていただき、このことが私の一般質問への気づきや意欲となりました。大変ありがとうございました。これで終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで6番、上野恭子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は13時15分より再開します。

午前11時48分休憩

午後1時15分再開

○議長（**櫛川 正男君**） 一般質問を再開します。

次に、12番、高山敏枝議員の発言を許します。12番、高山敏枝議員。

○議員（**12番 高山 敏枝君**） 今回、私は2問の一般質問をさせていただくことにしております。許可を得ましたので、早速1問目から質問をさせていただきます。

1番は、うきは市の健康対策についてでございます。

国も非常に年々増加する医療費ということで、あるいは社会福祉費の歯どめをかけたいということで、いろんな策をめぐらせておられます。データヘルス計画を作成しなければいけないとか、あるいはインセンティブの取り組みをすとかいったことを進めておられます。また、県も同じように、そういった危機感から、ことしは健康づくりに重点を置くという宣言をされました。うきは市においても例外ではなく、高い医療費や保険税とかがあります。

そこで、データヘルス計画はもとよりですが、アリーナにおいての各種の健康講座とか、教室とか取り組んでおられることは十分承知しております。しかし、市町村の実態を見る資料とか、あるいは18年度の特定健診の実情、あるいは特定健診の指導の報告書とかを見ましても、その効果にばらつきがあるように見受けられます。例えば、特定健診の受診を見ましても、平成24年度は県下で8番目にある受診率でございました。それが27年には19位までおいております。そこそこの市でもいろんな取り組みがなされているということだろうと思います。また、その健診の未受診者に対する働きかけも十分うきは市がしていただいておりますが、ある年は254名の未受診者に電話で受診を呼びかけても、実際にそれを受診された方は15名、また、次の年96名のうちに76名電話で受診を勧めても5名。しかし、訪問をした場合は20名の方に訪問し、12名の方が実際に受診をなさったということで、働きかけによっても非常にばらつきがあります。つまり、それだけ個人個人の健康に対する意識が薄いということが言えるのではないだろうかと思います。意識づけというのがそれだけ難しいと言えることではないかと思えます。そのことがこの結果のばらつきになっているのではないだろうかというふうに感じます。

そこで、市民の健康対策に対して、たくさんいろんな展開をしていただいておりますし、そのことには敬意を払いますけれども、このように効果を見るに年ごとにばらつき、よかったり悪かったりというのがあるということ。これならば大丈夫だという方法が今ないのじゃないかと思いがしますが、執行部、この状況をどのように受けとめておられますでしょうか、それを1問目でお尋ねしたいと思います。

それから、2問目になりますけれども、厚生文教委員会で、この医療費削減についていろいろ勉強しながら視察もさせていただきました。

そこで、湯布院とか、あるいは見附、長岡、それぞれに視察に行かせていただきましたけれども、今見附とか由布、そういったところでも、このヘルスケアポイント制度、健康に対していろんなところで得点をやって、それを商品券にかえたり、いろんなことにしようという、そういうポイント制度というのが取り入れられているところがたくさん出てきています。たまたま視察へ行った4カ所のうち、3カ所はそういう取り組みをなさっておられました。その1つ、由布市に行きましたけれども、湯布院は町の時代に、もう合併以前ですけれども、日本的にも本当に先進的に、湯中運動というので健康対策に取り組まれた町でした。それで、年々医療費も下がっているというので、各地から視察に行っているという現状でありましたから、合併したその次の年だったと思います。18年度にうきは市からも、この湯中運動を視察に行きました。時の町長が英断をもって、まだどこでもなされていなかった、この湯中運動を取り入れて、そして湯中運動によって健康対策に貢献してきたという、そういう実情をお聞きしてきました。しかし、今回行きましたときに、やっぱりこの由布でさえも湯中運動で非常に健康対策してきていたけれども、それだけではなかなか今住民の参加ができなくなった。だから、いろんな方式を考えてこのポイント制度というのを取り入れておられます。湯中運動プラスいろんな健康対策、いろんなことをあわせながらしております。

そういったことで、やはり100人おったら100人の方が全員注目してもらって、意識を持ってもらうというからには、それだけ多くのいろんな方策を考える必要があるのではないかと思います。

今、なかなか健康に意識を持っていただかない方に新たな意識づけのために、この健康ポイント制度を取り入れてはいかがだろうかと思います。この健康ポイントは、担当が何回か施策といえますか、考えた時期があったというもお聞きしております。しかし、補助金がないというふうなことで諦めたというもお聞きしております。

確かに、補助金はなかったかもしれませんが、今、保険者のインセンティブの取り組みということで、前倒しで28年からこれに対しての国からの配分があっております。28年度は150億円という金額のものが配分されています。もちろん、この健康ポイントもそうですし、いろんな取り組み、健診の受診率を上げる対策とか、あるいは糖尿病とかの重症化にならないような、いろんな取り組みに対して配分し、それによって150億円を配分したという実績があります。ことし30年からは、それをさらに見直して、700から800億円を配分するというふうに内閣府も言っております。厚生労働省からの通達も出ております。そういったことを十分考えていただいて、ぜひこのポイント制度を取り入れていただいて、今まで関心がなかった方も自

分でいろんなことをすることによって、このポイントのため、例えば、由布市ですと年間1万点をためると2,000円の商品券にかえられるという方法がありました。あるいは長岡あたりでは、そのポイントに合った金額を渡す。それによって商品券として商品も買えるし、健康対策もできる。健康グッズを買うこともできるというような、そういう対策がとられておりました。

少しでも今まで関心がなかった方に健康に対して関心を持ってもらうということに関しては、非常にいい方法の一つではないかと思えます。

今、いろんな方法でこれというものがなければ、この方法をためてみる必要はあると思いますし、これは永続的にしろというわけではありません。やはりさっき言いました由布でも湯中運動が非常によかったけれども、長年になってくるとそれに対する興味が失われています。だから、例えば、この健康ポイント制度を取り入れて5年とか、そういう限定を持ってでも取り入れながら、今まで健康に無関心だった方を掘り起こすという方策は有効だと思いますが、市長いかがでしょうか。

以上、2点について質問いたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまうきは市の健康対策について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、市の健康施策の効果をどのように判断しているのかについての御質問であります。日本人の平均寿命は、保健衛生や医療水準の向上により年々伸び続け、国際的にも高い水準となっております。しかし、今は単に長寿を全うするだけではなく、生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送れることができる健康な長寿社会を構築していくことが求められる時代となっております。

市では、平成34年度までの10年間を計画年度とするうきは市健康増進計画、いわゆる「健康うきは21」を策定し、健康寿命の延伸、医療保険・介護保険を初めとする社会保障制度が将来にわたり持続可能なものとなるよう、乳幼児期、青壮年期、高齢期といった全てのライフステージにおいて、「健康うきは21」で定める目標の達成に向けた取り組みを行っております。

なお、現在計画期間の半分、5年を経過した時点での中間評価を行っているところであります。

市が行っております主な取り組みとして、生活習慣病に起因する医療費抑制を最重点目標に掲げ、基本検診、特定健診などの生活習慣病予防検診並びに保健指導を実施しておりますが、この生活習慣病予防の取り組みは、ひいては高齢期の介護予防にもつながるものと考えております。また、母子手帳交付時や乳児健診実施時に保護者に対し健診の受診勧奨を行うとともに、保健師や管理栄養士による食生活に関する指導を行っておりますが、これも若いときから健康受診への意識を持ってもらい、将来の生活習慣病の予防も視野に入れたところの取り組みであります。

す。このほか、食育推進の取り組み、介護予防事業など、市民の健康増進のための各施策を積極的に行っておるところであります。議員がおっしゃるとおり、短期間に明らかに目に見えて効果があらわれるのが難しいのも確かであります。まずはこれらの取り組みをきっかけに、市民一人一人がみずからの健康はみずからつくるという意識を持ち、それぞれの年齢や健康状態に応じて具体的な行動の一步を踏み出してもらうことが重要であり、そのための環境づくり、市民の方が気軽に参加できる健康教室の開催や、自分に合った健康づくりのアドバイスなどを引き続き行っていくことが大切であると考えております。

2点目が、市民に対する健康への意識づけの新たな施策として、健康ポイント制度を取り入れてはどうかという御提案でございますが、市では、市民の皆様に対する健康意識を高めるための啓発活動をこれまでも行ってまいりましたが、市の健康づくり施策が必ずしも市民一人一人にまで行き届いておらず、自分自身の健康づくりに関して無関心な方が一定程度存在している現状があります。

平成27年の国民健康保険法等改正により、医療費適正化や健康づくりに取り組む自治体へのインセンティブ制度として、市町村国保では新たに保険者努力支援制度が創設され、平成30年度から本格実施されることとなっております。その中で、市民の健康づくりへの取り組みに対するインセンティブの提供が評価指標の一つとなっており、議員御提案の健康ポイント制度もこれに当たるものと考えます。

市としましては、制度の導入に当たってどのような分野にポイント制を導入するのか。また、ポイントの付与方法や還元方法、財政負担などについて課題の整理を行っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） やはり、この意識づけというのは非常に難しい面がありまして、特にいろんな病気の根本となります生活習慣病というのは目に見えません、それだけになかなか意識づけというのが難しからうというふうに思います。そういった点で、視察をしました見附とか長岡においても、いろんな健康に関する勉強会とか、活動とか、そういったこと一つ一つにこのポイントを配分しています。だから、関係ないような形だけでも、例えば、生涯学習課が行ういろんな健康に少しでも関係あるものの受講をすれば、それが20ポイントもらうとか、あるいは健康対策課がするのはもちろんそうですし、その健康のいろんな講座に出ることもそうだし、それからイベントに参加すること、それもやはりポイントをもらうというようなことで、全課を挙げて横軸を入れて健康に関すること、そのことによってポイントをもらうような配分がしてあります。これは健康ということ由市挙げて取り組もうとする姿勢であるし、そういった姿勢で今まで無関心だった方も、健康健康と言わなくても自分の好きないろんな趣味の部分に行って

も、それが結局生きがいにつながればポイントがもらえるというようなことで、課同士の横の連携をしながらいろんな市の事業の中でポイントの配分があるという方向でやってきておられます。長岡はそういう方式で、だから点数も1万点以上というのが非常に出てきておりますけれども、そういったことで市民に少しでも広げていこうという対策がとられております。

それから、さっき言いました由布においても、そういったいろんな取り組みの中で、湯中運動すれば何点、あるいはいろんなスポーツクラブに行けば何点というような、その自分がする活動の中の継続点、加入点、そしてそれにより成績が上昇して、その成績点というように、やっぱり細かく分けてやる気を起こさせる、あるいは関心を持たせるという努力がなされております。

うきは市においても、市長は御存じでしょうか、アリーナにこういう評価ができる機械があります。こういう体組成計を出したり、あるいはいろんな自分のデータが目に見えるようなものが置かれています。見附市に行ったときに、そのように健康の見える化というのが取り込まれていました。自分でそういう健康が見えていって、少しでも上昇すれば、それに対する思いが強くなってくるわけです。これは今は、アリーナにあるのは、年会員になれば、年間4回無料で受けられて、そしてそれによって、その年間のデータがちゃんと示されるようになっております。前のときはここが非常に悪かったけれど、今これがよくなってきたとか、あるいは少し体脂肪が多かったけれども、減ってきたとか、そういうのが目に見えてわかるようなデータになっています。せっかくこういうデータがありますけれども、それを市民がほとんど会員になった以外は知らない方が多いというのが現状です。やっぱりこういったことも一人一人に健康ということを意識づけるためには必要じゃないかと思えます。こういったことをやっぱり見附にしる長岡にしる、健康に着目する1つの方法として取り入れられております。長岡のほうは、この機械を本人が買入れてずっと見る。そして、各地においてあるその機械にかけて評価を見るという、その方法がとられているわけですが、その機械代が3,000円しますということで、入会金、会員としての3,000円を本人が負担しています。そのことによって、そういう健康のデータを蓄積し、そして、その後やっぱりいろんなところで活用するというようなやり方が行われております。いろんな方法でやっぱり健康に関心を持ってもらう対策がそこそこでなされているのが現状です。いろいろ検討していますということでしたが、先ほど申し上げましたように、このことは保健課のほうで前から何度か提案がなされていると思えますが、補助金がないということで切られたということもお聞きしております。確かに補助金がないということもあるかもしれませんが、さっき言いました由布ではずっとまだあっていない湯中運動をそのころの町長が英断で取り入れて、湯中運動用の温水プールをつくられました。そして今度、その湯中運動もなかなか効果が出なくなった平成24年3月に一般質問で、どうやってこの健康対策するのかと。医療費がだんだん高くなっているという中で、市長が英断をもって健康立市を宣言されました。何より健康に金をか

けようというのは市長の英断で行われております。何がいいかというのは、やっぱりやらなきゃわからない、検討するだけで金がないからやめるなら最初から考えんほうがいい。いろんな人にやっぱり試してもらうためには、ぜひやっぱり経費がなくてもどこかでそこを考えていくべきじゃないかと思います。

今回、議会の最初に委員長報告がありました。市長も委員長報告の資料はお持ちと思いますが、委員長の報告の中で、由布市の医療費の削減もはっきり示されました。この先ほど言いました24年あたりから医療費の問題が出てきて、そして、そこで市長が健康に対して注目し、この29年までの6年間についての平均の月額を出しておられます。湯中運動だけをしてきた人とか、あるいは由布のシニアエクササイズクラブに入ったり、あるいはスポーツクラブしてきたと、そういうこれだけをしてきたという方たちのデータをあわせています。湯中運動を続けておられる方は年間で5,293円の医療費削減になっています。それから、由布のシニアエクササイズクラブだけをしてきた人、その方についても4,013円、スポーツクラブをしてきただけでも2,857円という削減になっているというのが数字で出ています。これも行ったときにお願いしたんですが、なかなかこの数字が難しく出ていないということでしたけれども、その後担当で調べていただいて、こういうふうにして出していただきました。やはり、どこでもいろんなことで取り組みながら、先ほど市長言われたように、一朝一夕には数字は出ません。しかし、そのことを継続することによって、やはり目に見えてくるわけです。鶏が先か卵が先かです。だから、やっぱり1回は取り組んでみて、そしてじっくりその効果を見て、先ほど言いました5年、あるいは10年、そこで切りかえるなら切りかえても私はいいだろうと思います。由布がしてきたように、湯中運動だけでやっぱり今回は切りかえていろんなものを入れて、それでいろんなことをすることでポイント制もあわせてしておられます。そういういろんな方法を見ながら、やっぱり市民が、どれだけの方が健康寿命が伸ばせるのか、どれだけの方が健康ということをも自分で考えていけるようになるのかと、これも市の大きな仕事だろうと思いますので、その点いかがでしょうか。いつごろまでにこれに取り組むというお考えなのか、検討するばかりではらちが明きません。ぜひそのあたりのお考えをお聞かせください。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先般からの市政方針演説の中でも申し上げましたが、平成30年度の予算編成の大きな柱の一つに健康対策を取り上げさせていただいております。これは御案内のように、人生100年時代構想というのが大きな課題に上がっております。先ほど答弁させていただいていますように、年々日本の平均寿命というのが伸びてきているんですが、直近の公表されたデータでいきますと、女性の方が87.14歳、そして男性の方も80歳超えをしまして、80.98歳まで来ております。そういうことで、世界的に見ても、香港について男女とも世界

2位というふうな状況であります。いろんなシンクタンクと申しますか、調査機関がいろいろ将来構想を分析している中の一つとして、2007年までですから、平成19年生まれ、今の小学校5年生の子供たちの時代は、半数以上が107歳まで生きるという調査結果も公表されているところであります。そういうことを受けて、国も私ども自治体も、まず市民の皆さんが健康で、人生の最後まで健康で、そしてこの長寿社会に応じた新しい生きがいと申しますか、豊かな人生を暮らすにはどうしたらいいかというのをさまざまな角度で今検討させていただいておりますし、うきは市もその中で真剣にこの課題について取り組んでいきたいと思っております。平たく言えば、生涯現役の社会をどう構築するかということで、本当に健康増進対策というのは重要なものがあると思っておりますし、議員御指摘のように、厚生労働省のほうも国民保険の保険者インセンティブで6つの指標がありまして、その中の1つが健康ポイント等々でありますし、その見合いとして、特別調整交付金というのが28年度から前倒しで私ども支給を受けているところであります。

こういう現状を踏まえて、先ほど答弁させていただいておりますが、いろんな環境整備を今やらせていただいているところであります。どのような分野にポイント制を導入するのか、そして、そのポイントの付与方法とか還元方法等について課題整理をさせていただいておりますので、しっかり健康対策については大きな30年度予算編成の柱でありますので、引き続き30年度に限りではなくて、しっかり取り組んでまいりたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） しっかり取り組むという前向きな姿勢はいただきました。しかし、やはり待ったもかけられない状態もあると思っております。高齢化は非常に高くなってきておりますし、医療費は年々高くなってきております。県内の順位は少しは下がったといっても、でもやっぱり金額的には非常に高い金額を払っています。そういう中で、検討、検討、検討で終わることがないように、ぜひこの意識改革のためにも、意識づけのためにもいろんな方策を今後考えていただきたい。そのための一つとしては、このポイント制度というのも一つ、このポイントを市中の業者で使うということで、市中の業者さん、商店とか、いろんなところからも協賛をいただくというやり方もあるようです。だから、1つのことをするに当たっても、いろんな視点を持つと、やはり活性化にもなるし、そして町を挙げて健康に取り組んでいるというふうなこと、そういったことが目に見える化にもつながってくると思っておりますし、さっき言いましたせっかくあるこのアリーナの、これ一回機械に乗ってはかるだけなんですよね、何もそんなに準備も要らないし、細やかな検査も要らない。その機械に乗って握ることによって、その体組成とかいろんなものがわかる。行けば510円でさせてもらいます。しかし、単独的に行ってするということじゃなくて、やっぱりそういう方法をきちんと1つのシステムに繰り入れて、市民が自分の健康を、年次を追ってと申しますか、その経過を追って見ていく、見える化にしていくという、こ

の考え方は私は非常に大事だと思いますので、あわせてこのこともぜひ検討していただき、早々の実行をお願いしたいと思います。いかがでしょうか、早々に実行していただけますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから繰り返しの答弁で恐縮ですが、どのような分野にポイント制を導入するかの中で、健康対策にはさまざまな分野があろうと思います。1つ目は、議員がいつも御指摘されているように食であります。そして2つ目に運動、そして睡眠、休養、今眠育という言葉が出てきていますが、非常に睡眠というのが健康に重要な要素、この休養、そして生きがい、きずな、そしてみずからの体調管理はみずからやるということで健診とか、今アリーナで取り組んでいるような体調測定等、非常に広範囲に及ぶのが健康対策だと思います。今、市では本当に横軸を入れて、全庁型で食育を筆頭にいろんな健康対策をとらせていただいているんですが、そういうところを今きちっと整理をして、どのように分け隔てなく有効なポイント制をするのか、そういう議論をさせていただいているということを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） ぜひともこのせっかくありますアリーナのこういったものを取り入れながら、広い分野から、そして1人でも多くの方が関心を持てるような施策として、今後ぜひ実行に移していただきたいということを最後に申し上げて、2問目に移りたいと思います。

前倒しに、ことしから教育の指導要領が改定となります。小学校が2020年、そして中学校が2021年で、本年18年度から前倒しのいろんな対策が行われることになっております。

実は、昨年の秋口でしたか、この教育の指導要領の改定の説明会というのが学校であり、それに厚生文教委員会も案内を受けました。何人かの議員も出席をさせていただきました。私そのときにさせていただいて、非常に難しくなるなという考えを持ってきました。私も40年前になりますか、1時間授業のいろんな計画、指導計画というのを立てながら、その立場に立っていたことがあります。最初の5分間が前の時間の復習であったり、導入であったり、きょう教えるべきその単元の重要性であったり、あるいは最後のほうはまとめ、そして次の時間につなげるという方法というような、1時間、1時間の、時間は1時間なり45分ですけども、そういった指導計画書を立ててしていた時期があります。ただ、私が本当に心身ともに尊敬し、崇拝する先生から、君は農村のインフォーマルリーダーのグループになれと強く言われまして、田舎に帰って職替えをいたして今に至っているわけです。そういった経験がありましたので、そのころはきちんとした1時限の計画書を立てれば、大ざっぱな言い方をすると、先生は非常に、その計画どおり教えていけば楽というか、そこそこできました。しかし、今度改定の内容を聞いたら、説明し、記述し、そしてそれに子供が批判する。あるいは検証する。討論する。そういったものを設けなさいというふうに言われています。子供がいろいろ言うのはうるさい、黙って聞きなさいと

言うんじゃないかって、一人一人子供が言うのを、それを取り上げ、それにさらに発展させて、そして教えるべきところに結びつけていく、こういうのがこれから改革としてなさなければならないような方向づけになっていると受けとめました。非常に先生方の力量が問われるし、先生方が十分熟知していなければ、一人一人子供の発言を取り上げ切れないという部分が非常にあるんじゃないかというのを感じてきました。

そこで、本年から前倒しでそういったことを取り組まなければなりません、うきは市としてどういう形でこの教育改定に対して取り組まれるおつもりなのか、それを1点目でお尋ねしたいと思います。

今言いましたように、子供のいろんな多様性に対応しながら目的の本日の単元に至らなければならないという、そういう教育課程の中で、やはり先生たちの知識や認識や体験や、そういったものが非常に重要になってくるし、先生自身の柔軟さなどが求められると思います。そういったことから、先生自身の緊張感や不安やいろんなものが出てくるのではないかという感じがします。

今でも長期休暇の先生がふえているとか、あるいは病欠の先生が多くなるとかいうことで、教員自体の数も非常に今少なくなってきた、先日ですか、東京圏とか首都圏から福岡に先生を引っ張るための試験があってありました。これからは教育委員会同士で教員の引っ張り合いになるんじゃないかと。それぐらい先生というものが少なくなってくる、足りなくなってくる。また、教員を当てはめていても、さっき言ったように長期欠席とか、いろんなところでやっぱり活動できない先生がふえるんじゃないかということも出されておりました。

そこで、2点目に対し、先生方の心身的な健康管理、そういったことにどういうふうに対応されるのかということをお尋ねしたいと思います。

こういった先生方のいろんな不安とか緊張感、それもそうですし、子供が発言することがまともに取り上げられるような、そういう授業になってくると、いろんな発言が許されることになります。本当にその単元に合った発言なのか、ただの発言なのか、いろんな発言が出てくることによって、子供が活発化すると同時に落ち着きがなくなるような可能性も出てくると思います。

こういった子供たちが集中力や、あるいはじっくり考えていく、そういったこと、そんな教育に当てはめるのが芸術、美術ではないかと思います。心静かに受けとめる、集中する、そして一人一人が感性を磨く、そういったことが美術、芸術ではないかと思います。

今後、ますますこういったことが重要になってくると思いますが、昨年6月、私は子供たちに小さな美術館にかわる学校の絵画めぐりをしませんかということをご提案いたしました。それによって、早速調べていただきましたけれども、学校間の美術、絵画の数が非常にばらばらであるというので無理だということでしたが、違う策を考えますということでした。

それで、その後、小学校における芸術、美術の教育をどう検討されたのかをお尋ねします。

以上、1問目です。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育の取り組みについてでございます。

1点目、2020年の小学校学習指導要領改定に伴い、2018年度から先行実施される学習指導要領に関する取り組みについての御質問でございますが、2018年度から先行実施される教科等については、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び外国語活動・外国語科となっており、昨年8月の全教職員研修会で前国立教育施策研究所総括研究官を講師として招聘し、新学習指導要領の趣旨について研修を行いました。また、外国語活動・外国語科に関しては、2020年度の全面実施に向け、円滑に移行できるように、文部科学省から新教材や指導書、補助教材等が配布されました。市教育委員会としましては、これらの教材等を活用し授業を進めることができるように、以下の3点で支援を行っております。

1つ目は、教員の研修です。本年度研修のリーダーとなる先生を育成するために、文部科学省主催の英語教育推進リーダー研修に市内の小学校教諭を派遣いたしました。また、教職員の経験年数に応じた研修の内容を外国語活動・外国語科で行い、全部の教職員を対象に指導方法についての演習等を行いました。

2つ目は、ICT機器の活用です。全ての小学校にタブレット等を配置しています。ソフト面では、教師と子供、子供同士で双方向の情報交換ができる学習支援ソフトを導入するなど、授業支援を行っております。また、千年小学校が福岡県重点課題研究指定委嘱事業を受け、本年度より3年間、ICTを効果的に活用した授業改善に関する研究を行っており、来年度、中間報告として研究の途中経過を市内外へ発信することになっております。

3つ目は、ALTの活用の充実です。現在、市で雇用しているALTを月1回各小学校へ派遣しております。

来年度からは、月2回派遣するとともに、新たにALTとして活用する日本人講師の派遣を月に1回程度予定しております。また、北筑後教育事務所所属のALT等を活用して、さらに月に1回程度の派遣を予定しているところでございます。

次に、特別の教科道徳や特別活動に関しましては、うきは市教育センターで研究を進めております。特に、特別の教科道徳に関しては、市の課題研究として本年度から調査研究を始めており、その成果を市内の小・中学校へ発信し、全教職員で共有化していくことといたしております。

2点目の教師自身の十分な知識や考えの柔軟さ等が求められる等、教師の心身の健康管理も重要になると思われるが、どう対応するかについての御質問でございますが、うきは市教育委員会では本年度、総括健康管理委員会を開催し、ストレスチェックを実施いたしました。教職員自身のストレスへの気づきを促し、職場におけるストレス要因の評価及び職場環境の改善を図るとと

もに、教職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐことが大切だと考えております。

今後、総括健康管理委員会や各学校における学校保健委員会を衛生委員会等と併用して開催し、組織的に健康管理の取り組みを充実させることといたしております。

3点目の昨年6月において小学校の小さな美術館めぐりを提案し、各小学校の絵画の数等を調べていただいたが、その後、小学校における芸術、美術の教育をどう検討されたかについての御質問でございますが、御指摘の市内小学校にある全ての絵画作品の学校めぐりにつきましては、市内小学校の対象となり得る絵画の保有状況を調査いたしました。その結果、各学校の保有数や作品の質等にばらつきがあり、巡回的に展示するためには、絵画の移動や各学校における展示場所及び管理の問題があり、小学校の小さな美術館めぐりは実施いたしませんでした。

市では、芸術に触れて感性を育てるために、市内小学校につきましては、4年、5年、6年を対象としたミュージカル劇やクラシックコンサート等の小学校文化鑑賞会を毎年行っております。

中学校については、県市町村振興協会の主催による中学生の未来に贈るコンサートで定期的に鑑賞会を行っております。

今後もこのような芸術や音楽等を鑑賞する機会を大切にしていきたいと思いますと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 学校においても、いろんな取り組みをしていただいているようです。確かに、先生方も初めての方法というか、そんなこともありますので、非常に不安があるから、これやはり一緒に変わるわけですから、先生同士が連携を持ちながらしていくことが非常に大切だろうというふうに思います。

そこで、ぜひ子供にとってやっぱり健全な先生が健全な子供を育てる。親もそうです。親にいろんな不備があると子供がやっぱり陰湿になったり暗くなったりとあります。学校でも同じだと思います。先生が元気よく、そして明るければ子供も伸び伸びと育つことができると思いますので、そういった点、ぜひ今後も考えてしていただきたいというふうに思いますが、先生方のストレスチェックとかをしていただいたということです。スクールカウンセラーの配置があつて、今度そのあたりも回数をふやすということです。そこで1つお尋ねをしますが、スクールカウンセラーのいろんな時間で先生に特化した時間とか、そういったものは設置してあるのでしょうか。父兄とか、そういった方ができるというのはお聞きしていますが、先生がスクールカウンセラーを活用するということはどんな状態になっているのでしょうか。また、それが現実なさっているとすれば、どのくらい活用しておられるのか、現状もお知らせいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） スクールカウンセラーに対して、先生方がいろいろ相談ができるかということについては可能でございます。ただ、その具体的な回数等は把握いたしておりません。

それから、先生方のメンタルヘルスに関する部分では、うきはのほうでは各学校にお医者さんを派遣しまして、先生方が御相談できるような体制を整えておるところであります。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 専門の先生方が派遣されるということですが、それは定期的なされるんでしょうか、それとも必要に応じて行かれている状態、また今後もそうされるのでしょうか、そのあたりいかがでしょう。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校にある順番はばらばらですが、全ての学校を回っていただいておりますし、また、特に個人の先生で御相談がないという場合は、今度は管理責任者である校長先生方と先生方の健康問題等について論議をしていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 県の予算でも30年度の予算として、スクールワーカーの配置に対する予算もついております。これは今のスクールワーカーの配置分だろうと思えますけれども、46万6,000円というのをうきは市に渡せるお金ですので、大して多くはないと思えますけれども、そういったことをやっぱり今後も活用しながら、あるいは先生方のそういったメンタルヘルスをしっかりしていただきたいと思いますが、もう一つ、ITということで、タブレットを入れたことによって、先生方もある程度そういった困難性が緩和ということでしたが、千年小学校が今モデル校としてやっているということですが、各学校にこのタブレットを入れたときに、タブレットに、特に特化したといいますか、活用が上手な先生といいますか、そういう先生を設置しているのでしょうか、一般にただ先生全体でということになると、やはり若い人、年齢がいった人によって、このタブレットの活用の内容も変わってくると思いますが、そういうタブレット指導といいますか、そういったものはどういうふうになさっておられるのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 導入に当たりましては、各学校にICTの支援員を導入いたしまして、先生方が身近で尋ねることができるようにいたしております。それから、うきは市教育センターにはICT専門の指導主事を置いておりますので、学校から御要望があれば、定期的どころではなくて、いつでも行っている状況でございます。導入いたしまして、私も今議員が言われたように、先生方全般の使用がどうなるのかなと思っておりましたが、やはりデジタル教科書とか、それから説明がわかりにくいかもしれませんが、先生方が一生懸命教材つくって、例えば、ハートで裏に磁石をつけて、黒板に子供の意見を賛成とか反対とかで表明させるようなことが、今後の活用として、子供がぽんとボタンを押せば、ぽんと画面に出て、その拡大表示がぽんと出るとい

うことで、先生方もそういう授業準備をなさらなくてもいいし、子供たちの個別の意見等もきちっと捉えることができると、そういうふうなシステム等も導入いたしていく予定でございますので、そういったものを今後活用していただければ、先生方の働き方改革の大きな1つの支えにもなるのではないかと考えておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） せっかく導入をいたしますので、十分に活用していただいて、そして今の子供ゲーム感覚は非常に飛びつきが早うございます。楽しみながら授業をしていけるという、そういう学校にまた楽しみを見つけていただくという1つの大きなことにもなると思いますので、せっかく入れたタブレットを十分に活用していただいて、そして子供に向かっていたきたいと思います。くれぐれもやはり先生方が緊張したり不安になったりというふうなことがないように、やはり全体で見守っていただいて、そしてうきは市の宝である子供たちが伸びやかに健全に育つように、ぜひこれからも頑張りたいというふうに思います。

3番目についてですけれども、芸術、そういう美術に関しては、今、国県がする芸術鑑賞、伝統芸能鑑賞、そういったもの、昔からそういう時間がありましたし、そういう社会もありました。そういったことでやっていただいているということで、これは先生方にとっても非常に楽しみの時間ではないだろうかというふうに思います。そういったことを十分活用していただいて、こういう本物を見せるということですね、これは非常に私はすばらしいことじゃないかなというふうに思います。子供たちの落ち着き、これちょっと話が違いますが、千年小学校でお茶、お抹茶の手前をやっている時期がありました。そうすると、子供たちが本当に落ち着きが出てくるんですね。じっくり待つ時間、鑑賞する時間、そういった心の持ち方というのが非常に育ってまいります。やはりそういう一挙手一投足をじいっと見ることによって子供が集中し、そして感性を磨くという、こういう伝統芸能といいますか、伝統的な技術、こういったものは本当にすばらしい価値があるなというのを、そのころも読み聞かせでずっと入ってございましたけれども、子供たちの様子というのが非常に読み聞かせする中でも日々変わっていくというのは、そのお茶を体験した子供たちということで、非常にその差があるわけですね。千年小学校のときには千年保育園の子供、あるいは吉井幼稚園、いろいろ入りますけれども、千年保育園からお茶のお稽古があっただけから、そこから来た子供たちというのがすぐわかるぐらいにやっぱり、子供たちの静かに待つ姿勢とか落ち着いた、そういったものは読書で読み聞かせでいったときにも非常にすぐわかるような状態が子供にもありました。だから、この芸術とか美術とかというのは、私は目に見えないだけに心理的に感性を育てるといって非常にすばらしいことがあると感じております。ぜひこういったものを今後十分活用していただきたいというふうに思います。

私は議員になって最初のころは、1年生の議員の研修会とか、新人議員の研修会、あるいは勉

強会とか、いろいろなことで勉強会に行かせていただきました。また、その後も全国であります議員の研修会に応募して、何回も応募しましたけど、2回しか当たりませんでしたけど、2回当たって研修にも行かせていただきました。

そういった中で、議員の一般質問はすればいいんじゃないと。1問、2問、せめて3問までを自分が提案したことを執行部とやり合ってどう取り入れてもらうか、じっくり話し合う場所だと。だからいっぱいすればいいじゃないかと。それから、財源が伴うものは財源までも議員が示して、その提案を議論しなさいということをお教わってきました。しかし、なかなか今はそのとおりにならないといえますか、曖昧になってきておりました、昨年私もしましたけれども、財源も示しませんでした。学校間のいろんな芸術を育てませんかと言いましたけれども、財源はお示しませんでした。

そこで市長にお尋ねします。私、野に下りましたならば、子供の芸術・芸能、あるいは伝統技能を鑑賞し、感性を育てるための資金として寄附をさせていただきたいと思いますが、こういう使い方を限定として寄附を受けられますでしょうか。そのことを通告外ですがお尋ねします。私はこの4月で野に下りますので、1市民として子供のことを考えて何とかしたいと思っておりますので、その提案をしたいと思っておりますがいかがでしょうか。教育長にはお金を使う権限はないと思っておりますので、市長にお尋ねします。寄附したものを限定して使うということが約束していただけますでしょうか。通告外ですけど、これが最後になりますので、もしそれがオッケーになれば、私は1,000万子供のために寄附したいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員のおっしゃるように、今後、文化力の向上とか、感性豊かな子供たちをどう育成していくかというのは非常に重要だと思っております。と言いますが、今私どもが進めております地方創生の創というのは、前例にない新しいことをする。つまり子供たちには創造性豊かな感性を持ってほしいということで、リトミック教育とか、ICTのタブレット教育とか、さまざまな手だてをさせていただいております。そして、将来、先ほどとか、どう言うんですかね、実は2045年問題というのが今議論されていまして、今回の学習指導要綱でも大きなキーワードは、AI、人口知能ロボット、グローバル化、こういう近未来に子供たちがどう対応できるかというのが底辺にございます。そうしますと、将来、今ある仕事でやはり将来はなくなるであろう分野とか、この分野は残るであろう、あるいは我々が想像もしない仕事が出てくるだろうというのが、今例えば、去年の12月の文部科学省の審議会なんかでも堂々と今議論をされております。やはり生き残る仕事として、やはりクリエイティブ、クリエイター、まさに創造性豊かな地方創生の創ですね、こういう子供を育てていくというのが大きなキーワードでありますので、ぜひそういうことでまたしっかり教育予算にも力を入れていきたいと思っておりますし、議

員のほうから個人で温かいお話を承りました。それについては、この場ではちょっとコメントさせていただきますませんが、しっかりまたその時点で真意をお聞きして対応させていただきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 私は先ほど言われたクリエイターとかそういうこと、全てのことの根源じゃないけど、共通するのはやっぱり子供たち、それから大人でもそうですけど感性ということだろうと思います。それをやっぱり小さいときに、敏感なうちにしっかり育てるとするのは私は重要なことだと思いますので、約束はいただけませんでしたけれども、ぜひ寄附はさせていただいて、子供のためにぜひ使っていただきたいというふうに思います。

そういうことで、全て大体前向きのお答えをいただきました。私は先ほど言いましたように、勉強会等で特に「議員必携」を書かれた池田先生から、一般質問でお礼は言うべきではない。先ほど言いましたように、自分が提案したことを執行部とやり合っただけでどう受け入れてもらえるか、どう実現してもらえるかという、そういう論争の場であって、お礼は言うべきではないと言われていましたけれども、本日は私、19年間のたびたびの一般質問に検討していただき、答えていただいたこと。それから見守っていただいた傍聴席の方、そういったことに対して最後に心からお礼を申し上げたいと思います。1市民になりましても、うきは市の活性化、そしてうきは市の市民が健康で生きがいを持って生きられる、そういう市になるために、私でできることがあれば一生懸命今後も市民として頑張っていきたいと思っております。本当に19年間ありがとうございました。これで終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、12番、高山敏枝議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、13番、三園三次郎議員の発言を許します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般質問の許可をいただきましたので、完成する小石原川ダムの負担金等について及び平成30年度当初予算の算定根拠についての2項目について、高木市長に質問をいたします。

まず、第1項目の、完成する小石原川ダムの負担金等について質問をいたします。

議会、水資源対策特別委員会に提出された資料によりますと、平成30年度にダムが完成し、その後、試験湛水を開始し、平成32年度から水道水の供用開始予定となっておりますが、ダム建設事業費負担金の支払いとなります。このダム建設事業費のほか、水源地域整備計画関連補償費約50億6,000万円、それから、水没者の生活再建促進費負担金1億5,000万円、漁業補償費約1億円などが、ダムからの利水者が負担しなければなりません。小石原川ダムの

利水者は、県南水道企業団のほか4市町村でありましたが、平成の市町村合併により県南水道企業団とうきは市となり、うきは市の費用負担割合は水道水の10.22%、つまり、建設費が1,960億円でありますから、その12%が水道水。その236億円のうち10.22%がうきは市の負担ということになります。

県南水道企業団では、構成団体から水道用水料金のほかに、負担金、さらに繰入金及び出資金の徴収がなされてありますが、県南水道企業団に加入した場合、納付の義務が生じるのか、また、徴収の根拠はどうなっているのかわかりません。

そこで、次の点について市長の答弁を求めますが、経緯等の説明は省略して、質問に対して単刀直入の回答をお願いいたします。

そこで1番目、ダム建設事業費の負担を平成17年に同意してありますが、割賦支払い、一時支払い、あるいは当該年度支払いの3つの方法のいずれの方法を採択されるのか。

それから、第2点が、県南水道企業団に未加入であります、ダムが完成するまでに県南水道企業団に加入するかどうか。もし加入しなかった場合、建設事業費負担金24億1,200万円は、うきは市単独で納入されるかどうか。

3点目が、県南水道企業団に加入しても、水道事業の計画を立ててありませんので、給水は受けないということになりますが、企業団条例にて責任水量分担金の支払いが生じますが、その支払いの猶予の保証があるのかどうかということです。

4番目に、ダムから給水を受けると維持管理費の負担が生じますが、水源地域整備計画、あるいは水没者再建促進費、漁業補償費と同じように、県南水道企業団に一任してこれを逃れるかどうか。

5番目に、筑前町では、平成21年度までに県南水道企業団に負担金、あるいは繰入金、出資金を納入してありますが、うきは市が加入した場合、その納入基準はどうなっているのか、以上の5点について市長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま完成する小石原川ダムの負担金について、大きく5点の御質問をいただきました。

1点目が、ダム建設事業費の負担金の支払い方法の選択について、そして2点目が、福岡県南広域水道企業団へ未加入の場合、ダム建設事業費負担金は、市単独で納付するのかについては関連がございますので、あわせて答弁をさせていただきたいと思っております。

議員が述べられましたとおり、ダム建設事業費の負担につきましては、建設事業中の年度ごとに必要な費用をその年度に支払う当該年度支払いと、建設事業の完了後を基本に複数年度支払い期間に分割して支払う割賦支払い、さらには、支払い年度を設定し、その支払い年度までの負担

金を部分払いする一時支払いが、この3つがございます。

昨年度の6月議会の答弁におきまして、平成32年度の小石原川ダムの供用開始に伴い、同年度よりユーザーの割賦支払いが始まりますが、水資源機構と協議してであります。23年間の割賦支払いが現実的だと申し上げました。今後、福岡県南広域好き企業団のユーザーとしての対応も注視しながら、速ければ平成30年度中にも、水資源機構と割賦支払いの協議を開始したいと考えております。

また、小石原川ダムの供用開始予定の平成32年4月時点までには、福岡県南広域水道企業団に加入するのか。もし加入していなかった場合は、うきは市は負担金を単独で支払うのかにつきましては昨年の6月議会で、福岡県南広域人企業団にすぐさま入るのは、今の時点では厳しいと思っておりますとお答えをしております。さらに、小石原川ダムの供用開始予定の平成32年4月時点で、福岡県南広域水道企業団に未加入であれば、うきは市単独でダム建設事業費負担金の割賦支払いが必要になりますとお答えをさせていただいたところでございます。現時点におきましても、この認識は変わっておりません。

3点目が、福岡県南広域水道企業団に加入して給水を受けない場合、責任水量分担金の支払い猶予はあるのかについての御質問であります。福岡県南広域水道企業団の構成団体は、ダムから給水を受ける以前に加入し、上水道事業も進めておりますので、ダム供用開始直後の給水と時を同じくして、受水費の支払いを行ってまいりました。しかし、うきは市の場合は、市の水道事業開始前に、小石原川ダムの建設事業費負担金支払いが発生することも考えられます。仮に水道事業開始前にうきは市が福岡県南広域水道企業団に加入する場合、責任水量として受水費の支払いが発生すると思われませんが、明確なことにつきましては、福岡県南広域水道企業団との協議を待たなければわかりません。

4点目が、ダム完成後の維持管理費の負担等に関する御質問であります。小石原川ダムにつきましては平成32年4月に供用開始予定であり、その時点で福岡県南広域水道団に加入していない場合、給水の有無にかかわらず、ダム完成後の維持管理費を水資源機構に支払うこととなります。

維持管理費並びに支払い方法につきましては、今後、水資源機構との協議により決定をされます。仮に、ダム完成前に福岡県南広域水道企業団に加入した場合は、受水費の中から福岡県南広域水道企業団が水資源機構に支払うことになると思われます。

5点目が、福岡県南広域水道企業団に加入する場合の納入基準額についての御質問であります。小石原川ダムに参画し、福岡県南広域水道企業団に加入した場合の負担金の金額につきましては、従前より、平成22年度作成の水道事業基本計画再編成業務報告書に記載された事業費内訳書のケース3、つまり福岡県南広域水道企業団加入の場合に基づき説明をさせていただいたと

ころでございます。

当時の説明としては、直近に福岡県南広域水道企業団に加入した筑前町を参考に、水量を案分し算定した加入時負担金試算額9億9,830万円、小石原川ダムの共通施設繰出金1億860万円、専用施設建設事業費の13億3,580万6,000円、合計24億4,270万6,000円という金額を御説明させていただいておりました。明確な加入負担金につきましては、今後、福岡県南広域水道企業団との協議を待たなければなりません。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、いわゆる同意について質問をいたしますが、ここに平成17年9月1日付で、独立行政法人水資源機構理事長の青山俊樹という人からうきは市に文書が参っております。この中に、第25条第1項の規定により負担金を負担していただきますということです。それから、その下のほうに、いわゆる負担金の支払い方法というのが、政令第31条第1項に規定するところによるとということが書いてあるわけです。

そこで、いわゆる独立行政法人水資源機構法という法律を開いてみますと、確かに、第25条で費用の負担というのが決められてあります。これによりまして、1,960億円のうちの236億円が飲料水ということになっているわけです。この236億円を、うきは市と、それから、以前は山川町とかありましたけど合併してありますから、うきは市と県南広域水道企業団で支払うことになるわけ。236億円のうち10.22%がうきは市分、24億1,200万円ですね。ここに、市役所の稟議書がありますが、その中に、そういう数字が出てあります。これは、17年9月9日の稟議書でありますけれども、こういうことが書いてあるわけです。「標記については、さきに報告しておりましたが、今後、議会に説明した後、同意の旨回答してよいかどうか」ということが書いてあるわけです。議会に説明したのは17年9月20日が初めてなんです。実は小石原川ダムができるからということで説明があったわけです、17年9月20日。その前の文書ですね、これがですよ。

それから、この文書によって、いわゆる同意書というのが送られているのが、平成17年9月27日ですね。この中に、こういうことが書いてあるわけです。「なお、福岡県南広域水道企業団に加入すれば、水道料金に転嫁」ということになっているわけ。これどういう意味ですか。つまり、福岡県南広域水道企業団に加入すれば、負担金は納めんで水道料金に転嫁ということでしょうか。この文書の意味がよくわかりません。そういうことが書いてあります。これは稟議書ですから、公文書ですよ。水道料金に転嫁、括弧して、「企業団負担となる」ということが入っているわけ。ということは、全然うきは市は出さなくていいですよという文書になっているわけです。これは、このとおり生きているわけでしょうか、これについて、いまいちど答弁を願いたいと思います。

○議長（榑川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども平成22年度の報告書のケース3の御答弁をさせていただきました。議員もケース3の資料をお持ちかと思えますけれども、この中で、小石原川ダムの共通施設繰出金として1億860万円がありますが、これにつきましては、基本的には県南広域水道企業団に加入して、全ての団体の給水量で案分をすることになりまして、単独でやるよりも、加入したほうがかなり減少するという現象が1つと、もう一つ含まれているのは、結局、受水費、私どもが県南広域水道企業団に加入してしまえば、県南広域水道企業団がユーザー1本として水資源機構にお支払いしていくようになりますので、そうしますと、後々の受水費の中でこれを全ての団体と水の量に応じて案分して出していこうということでありまして、最初の段階の負担金というのがかなり減ってくる、これがケース3のその資料の意味するところでありまして、まさに、今お手持ちのペーパーに基づく根拠で策定されているものが、このケース3の資料であります。

○議長（榑川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） それでは、24億1,200万円が1億800万円に減った理由はどういうことでしょうか。

○議長（榑川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しの答弁になりますが、大きく2点あると思います。

県南広域水道企業団に加入することによって、全ての加入団体の水の量で案分しますので、ここが俄然、うきは市の負担分が減ってくるという要素が1点と、2点目は、結局、福岡県南広域水道企業団が1人のユーザーとして水資源機構に返済をしていくわけですが、基本的には先ほど答弁をしましたように、23年の割賦支払いになると思います。そうすると、割賦支払いのたびに各受水費の中からお金を見出して払っていくということでありまして、これが受水費に転嫁されるということでこういう数字になっているということを御理解いただきたいと思います。

○議長（榑川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） それでは、236億円というのが水道用水の建設費でしょう。その中の、10.22%を払ってくださいということで独立行政法人の水資源機構から文書が来ているですよ。それを、あなたたちの計算では、236億円掛ける2.8%で計算しているよ。したがって、県南広域水道企業団に加入する場合は、小石原川ダムの繰出金として1億860万円を払えばいいと、何でこの2.8%で計算してあるわけ。10.22%を払ってくださいということで独立行政法人から文書が来ているわけですよ。それがいつのはじ2.8%に変わったんですか。10.22%、24億1,200万円を負担していただきますよということ。それに同意してくださいという文書だった。それが、何で2.8%に同意が変わっているわけですか。この正式文書を出してください。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） もう同じ答弁を3回繰り返しますけれども、整理をしますと、うきは市が単独ユーザーとしてずっと続けてきますと、今、議員が御指摘のように、まずは小石原川ダムの建設費に対して負担をしなくちゃいけません。あそこの小石原川ダムについては、私ども上水道のユーザーだけではなくて、本家本元の治水対策で河川管理者も入っております。そうしますと、河川管理者の部分が88%、そして、利水関係の上水道関係が12%であります。この上水道関係は、議員御指摘のように、もう2つのユーザーしかありません。福岡県南広域水道企業団とうきは市のみであります。そして、福岡県南広域水道企業団の水量のウエートが89.78%。そして、うきは市が10.22%でありますから、かかった経費を、そういう段階で割っていったら、最終的にうきは市の負担は24億に近い負担金になります。その負担金が、なぜ1億860万円で済むかという御質問を再三されていると思いますが、それは、今私が申し上げた24億というのは、市単独がユーザーとして対応した場合。それを、福岡県南広域水道企業団に加入してしまえば、今ちょっと正確に覚えていませんが、今、福岡県南広域水道企業団には十六、七の自治体が加入されていますが、その中の1メンバーだけになるわけですね。そうすると、全てのメンバーの水量で案分するというので、かなり下がってくるというのが1点と、2点目は、23年間の割賦支払いを福岡県南広域水道企業団が1本として水資源機構に払うことになりますので、それは23年の猶予がありますから、受水費をもって充てますということで、どちらかという、一時払いの金額が少なくなって、後々受水費の中で負担をしていくという構図があって、一気に払うお金が1億860万円と、こういうことあります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） その根拠物を出していただきますよ。全く文書出していないでしょう。議員さんも知らんですよ。24億1,200万円というのが、独立行政法人から来ている文書ですよ。これに、負担同意できますかということに対して、同意できますという文書を送っているでしょう、24億1,200万円を。それを、1億860万円でいいですよという文書はどこにあるわけですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） その文書というか、文書の前に、平成22年度のこのケース3については、水資源特別委員会とか全員協議会で何度も何度も説明をさせていただいていますので、その場で御質問いただければきちっと資料をつけて御説明をしていると——その質問がなかったのかもしれませんが、いつでも御説明いたします。（「出してくださいますね。2.8%の根拠を示して、出してください」と呼ぶ者あり）

はい、わかりました。そのために特別委員会を開くようにしておりました。

○議長（榑川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） それで、政令第31条第1項ということが書いてあります、この水資源機構の文書の中にですよ。政令第31条第1項ということですから、独立行政法人水資源機構法の政令を写してまいりました。「水道等料金負担金の支払い方法は、当該負担金の全部又は一部につき割賦支払、一時支払又は当該年度支払の方法のうち」となっているわけ。じゃ、一時支払いと割賦支払い、23年の割賦支払いにした場合に、一体どの程度の利息がついてくるわけですか。この利息についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（榑川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。

○議長（榑川 正男君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（高木新一郎君） ただいまの御質問でございますが、これにつきましては、私も利息等について水資源と話したいという申し出をいたしましたけれども、その前に既に県南さんのほうが——このことについては議員さんが御指摘のとおり非常に大事な数字でございますので、先にやったそうです。しかしながら、水資源機構さんからは、まだちょっと時期が早いので、それについては30年度中にやらせていただきたいというお答えをいただいております。

○議長（榑川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃ、30年度中に、この割賦支払いの場合の利息は計算できるわけですね、今30年度中ということですから。

○議長（榑川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、水資源対策室長が答弁しましたように、水資源機構としては、やはり早く福岡県南広域水道企業団に加入してほしいというような気持ちもお持ちではないかと思うんですが、なかなか私どもが詳細な話をお尋ねしても、まだまだ時期がそういう時期ではないということで、しっかりした数字を教えてくださいません。30年度中にはどのような話がありますので、私のほうもしっかり、そういう旨で大きな話でございますので、しっかり対応していきたいと思いますが、何せ相手がいる話なもので、ここで明確に32年度以降の割賦支払いについて云々というのが、果たして30年度中に100%の数字ができるかというの答えしがたいところがあるんですが、しかし、本当に大きな事柄ですから、粘り強く水資源機構とか福岡県南広域水道企業団に、いろいろ複雑な仕組みでありますので、詳細について確認をしていきたいと、このように考えております。

○議長（榑川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 法律の第28条に、こういうことが決められておるわけ。第

25条の負担金をその納期限までに納入しない者があるときは、期限指定してその納付を督促しなければならないというのが第28条ですよ。その督促をやっても納めないはどういうことになるかという、これは年14.5%の割合で延滞金を頂戴しますということが第28条の第5項に書いてあるわけですよ。したがって、まだそれが決めていないとかとおっしゃいますけど、こういう納付ができない場合の負担割合も決まっているんですから、水資源機構に早く聞いて、割賦の場合どのような利息がつくか聞いていただかなきゃ、全く議員さんもわかっていないですよ、報告していないからですよ。したがって、30年度中にはぜひやって、議員の皆さん方に報告をしていただきますようにですね。

それから、次の質問に参ります。

県南水道企業団に加入しなくても、水の供給は受けないということになりますね、加入をしてもしなくてもですよ。まだこっち契約ができていないからですよ。その場合に、いわゆる条例で決めてあるわけですよ、県南広域水道企業団条例というのがあるわけですよ。その第11条に、水道用水料金は、1立法メートルにつき消費税ともに9円27銭ということになるね。以前は責任水量が80%でありましたが、今75%に減ってありますけど、それでも1年に1億500万円ほどの責任水量の料金を納めなければならないということになるわけですよ。責任水量で計算しますと、1年に1億506万3,189円というのが1年分の、条例で決められている責任水量料金ですよ。これを、県南広域水道企業団と話し合うと、これはいつごろ話し合うわけですか。もうダムは完成するわけですよ。したがって、早く県南広域水道企業団と話をしてもらわなきゃですよ。いつまでにこれらについて話をされるのか、お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 水資源機構におきましても、福岡県南広域水道企業団におきましても、今求められているのは、むしろきは市側、うきは市がいつ上水道事業に着手するのかというのを両団体も待っていて、それ見合いでいろんな対応が考えられるということが全ての方程式で、むしろきは市のほうがボールを投げられているのではないかと、このように私は認識をしております。

そういう中におきまして、先般からのアンケートが10.9%の上水道の参画しか見込めない中に、これではどうしても経営上成り立ちませんので、いろんな形でまた市民の皆さんに、将来のことを考えて上水道事業は重要であるということを訴えるべく、いろんな基礎資料の整理を今させていただいているところであります。

したがって、まずは私どもの上水道事業への取り組みという考え方をしっかり持って、両団体のほうに御相談を申し上げて、じゃ、そういうことであるならばこういうことですねという形で、こうなればこういう金額が発生しますし、こういう手続が必要だと、こういうふうに話

が進んでいくのではないかと、このように思っているところでありますので、まずは私どもがしっかりした上水道に対するスケジュール感と申しますか、考え方を整理して両団体に相談申し上げて、できるだけ早く、大きな事柄で大きな金額が動きますので、早く議会のほうにも、そして市民の皆さんにも説明ができるような、そういうことをやっていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） いわゆる条例で決められてありますから、その条例を破ることになるわけですよ、言いかえれば。払わないということですから。ちゃんと決められてあるわけです。

料金支払いの義務というのがありまして、第12条ですよ。県南広域水道企業団の条例の第12条に、「当月分を翌月末までに企業団に納入するものとする。」と決めてあるわけです。それを納入しないことになるわけですよ、まだ今水道を供給しないからですよ。だから、全く責任水量はわかっているわけ、75%。だから、一度に1億500万円納めなきゃなりません、それを納めなくていいということは、条例を変えてもらわなきゃ、この第12条に引っかかってくるわけです、企業団に納入するものとする。翌月末までにとということが決められておりますから、これらについても、早く県南広域水道企業団と交渉をやってもらわなきゃ、いわゆる耳に入ってきましたでしたということになりますよ。

それから、次にまいります、漁業補償というのが（「重要なことですから、答弁させてください」と呼ぶ者あり）はい、何かありましょう。（「重要なことですから、いいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ、答弁してください。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） どうも私の説明が不十分で、なかなか御理解いただけていませんが、要素は、その福岡県南広域水道企業団に加入する時期と、そうすると、私どもが上水道を起す時期というのが大きなキーワードになってきます。それと、この後者の上水道を起す時期というのは、やはりここまできますと、ここ四、五年でばたばたいくというような問題ではないというふうに想定しますと、時間軸としては平成32年4月に小石原川ダムが供用開始するわけですね。そうすると、この時点において選択肢は2つですね。そのダムの完成前に県南広域水道企業団に加入するのか、あるいは加入しないで直接、ユーザーとして水資源機構と対応するか、この2つであります。

したがって、もし県南に入らなければ、平成32年以降23年の割賦支払いが、私どもが単独で水資源機構に23年割賦支払いを支払い続けなくてははいけない。ここに、滞納ということはある得ないというか、もちろん延滞金の話もありますから、猶予期間もありませんから、しっかり

払い続けていかななくてはいけないという現実が1つあります。

仮に、上水道を起こさないで、水は使わないのに県南水道企業団に入った場合ですね。今の条例第12条の話なんです、うきは市は一滴も水を使わないのに、今の条例では75%の受水費、責任水量を払わなくてははいけません。1億を超えるお金を毎年、水は一滴も使わないのに払い続けていかななくてはいけないということでありまして、ここはそういうふうに仮に、県南水道企業団に、平成32年4月前に入ろうとするならば、水を使わないことを前提に県南水道企業団に入るとするならば、それは猶予というのは、先ほど質問されましたけれども、私は、責任水量の中でもう猶予の道はないと思っていますけれども、具体的話はまた、もう一度詳細は県南水道企業団とお話をしなくてははいけない、こういうことを御理解いただきたいと思います。だから、両団体におきまして、お金を払わないということはもうあり得ない世界であります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） だから、3番に質問にしているわけ。いわゆる、支払い猶予の保証はありますかということ。（「議長、ちょっと止めちからせんと全然もう、話になつたらん」と呼ぶ者あり）話になっていない、冗談じゃないですよ。（発言する者あり）支払い猶予の保証はありますかということをお尋ねしている。それがあればいいわけ。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員、先ほどの質問で、不適切な発言がありましたので、これをぜひ取り消していただきたいと思います、－〔発言取消〕－。三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 耳に入ってきてませんでしたということに訂正をします。

○議長（櫛川 正男君） はい、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 3番目の御質問でお答えさせていただきましたが、私が猶予するか、イエスカノーかと言わないと、なかなか御理解いただけなかったかと思いますので。

私は、こういう言葉で答弁をさせていただきました。うきは市が、福岡県南広域水道企業団に加入する場合は、責任水量として受水費の支払いが発生すると。これは、もう猶予はないというふうに思われるけれども、明確なことについては、福岡県南広域水道企業団と協議を持たなくてははいけないということでもあります。

したがって、基本的には責任水量というのは今までそういう意味でずっと全員協議会でも特別委員会でも御説明させていますので、責任水量という意味合いは、もう使おうが使うまいが、そこは最低限負担をするというのが大前提の用語だと、このように認識しております。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） その支払い猶予の保証はありますかということをお尋ねしているわけです。県南水道企業団と話してみないとわからんということをおっしゃるからですよ。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） トップの市長として曖昧な答弁になるかもしれませんが、私は猶予はないと思っておりますけれども、ぎりぎりの話については、最後の最後まで、うきは市のその時点の事情を説明して、そして交渉すべき話だと、こういう意味で御理解をいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 次の4番目、維持管理費の負担はどうなりますか。これは、水資源機構じゃなくて県に移管されるということになりますよ。合所ダムの場合で、約2億円の経費がかかっております、維持管理費。それに対して、利水者が払わなきゃならないということになっておりますが、これも同じ水資源機構法の中で決められてありますからお尋ねしているわけです。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 小石原川ダムが完成しましたら、福岡県が管理するのではなくて、つくった水資源機構が管理することになります。御承知のように、合所ダムについては農林水産省がつくって、今、福岡県が管理しておりますので、そういう意味合いで今お尋ねになっているのかと思いますが、小石原川ダムにつきましては、建設当事者であります水資源機構が管理をするというふうに伺っております。

維持管理費、先ほどから申し上げましたように、うきは市の水の容量に応じた分担金というか負担責任が生じてきますが、維持管理をするということは、水資源機構が完成後に、あそこで管理事務所の建物をつくって、そしてそこに職員を配置して、適正な管理をするということですから、その維持管理費が相当かかるわけですね。それを、水の配分に応じてうきは市も負担をしなくてはいけないというのが、一つの大きな前提であります。

それから、合所ダムでも大変御心配をかけました国有資産等所在市町村交付金、これも発生をしてしまいます。今、合所ダムは、福岡県南広域水道企業団であったり福岡地区水道企業団からうきは市が今いただいておりますが、今度は逆の立場ですから、ユーザーであるうきは市が朝倉市に払う。それを、直に朝倉市に払うんじゃなくて、水資源機構を通して払うということになりますので、名称がよくわかりませんが、国有資産等所在市町村交付金相当の負担金が生じてくる。この大きな2つの要素で、毎年毎年負担金が生じてくる、維持管理が生じてくると、このように承知をしております。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） それでは5番目の出資金、あるいは負担金、繰入金についてお尋ねをいたします。

結局、県南水道企業団も、今度の小石原川ダムができますと、当然、負担金を納めなきゃなりませんから、各加入団体から負担金とか、あるいは出資金というのを募っているわけですよ、現

在。私が持っている資料では、他会計の繰入金が77億ですか。それから、出資金が104億という金が集まっているわけですよ。特に、筑前町は途中加入でありましたので、加入のときに7億6,830万円、それから、繰入金が1億6,962万7,000円というのを出して、あと21年ずっと出してきてありますが、いわゆる突出しているわけですよ。途中で加入してありますから、その割合は、前から加入している団体と比べて多くなっているわけですよ。例えば、21年度の決算額を見ますと、筑前町は出資金が2億5,100万出してありますが、久留米市は490万ですよ。以前から加入している団体は安いわけ。大川市は170万、筑後市は90万、柳川市が250万と、そのように途中でかたった場合には、そういう出資金とか、あるいは繰入金の額がふえてありますが、これについてはどのような算定基準がなされているか、調査してありましょか。調査してあったらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知かと思いますが、要するに一般会計からの繰り入れの中に、大きく分けて二種類あって、繰出金と出資金というのがございます。ここで言う出資金というのは、例えば先ほどの平成22年のこの報告書の計算でいきますと、うきは市が福岡県南広域水道企業団に加入しますと、例えば、専用施設の建設事業費が出てきて、その中に出資金が出てくるわけなんです。要は出資金と繰出金の違いは、出資金というのは、いわゆる建設事業費に充てるお金が出資金でありまして、繰出金は、そういう建設事業ではない、なかなか説明しづらいところがあるんですが、その他、福岡県南広域水道企業団に私どもが入ったときに、県南水道企業団がいろんな負担していたやつの見合いの負担金を払いなさいというような、どっちかという、ハードでないソフト的なものが繰出金という整理であります。

そして、議員はもう一つ、負担金という用語についても御質問されていますが、負担金というのは、上水道会計というか、特別会計から、例えば県南水道企業団に入った場合には受水費を支払い続けなくてはならない。これは、まさに負担金です。こういうのを負担金の扱いでやると、こういうふうに整理をさせていただいているし、また、うきは市が加入することによっていろんな事業が出てきたときに、福岡県南広域水道企業団事業債ということで起債を起こして、いろんなハード整備をしたときに、割賦償還でうきは市が負担を求められたときに、その割賦支払いの部分を負担金という形で払います。したがって、非常に難しいんですが、そういう意味合いで繰出金、出資金、負担金というのが対福岡県南広域水道企業団に加入時に、3つとも経費の種類が動いてくるということでもあります。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 市長が申されたのは、筑前町が出してあるのは、専用建設事業費というのが13億1,400万ですよ。それから、共通施設繰出金というのが2億9,700

万円、それから共通施設出資金というのが2億8,100万、こんなふうに使われているわけですよ。これは、県南広域水道企業団の条例の中に決めているわけ。こういう出資金等については、議会に諮って決めるということが決められていますからね、これらについてもひとつ、早急に調べていただきますようお願いして、時間がありませんので、次の第2項目に移らせていただきます。

第2項目の、平成30年度当初予算の算定根拠について質問をいたします。

27年に実施された国勢調査により、筑紫郡那珂川町は人口が5万人を突破し、県下29番目の市制施行が確実となりましたが、現在までの歳入歳出予算規模は約160億円です。うちよりも少ないわけですよ。それから、地方税収は60億円です。財政力指数は0.69。これをうきは市の予算と比較した場合、うらやましい限りであります。合併から10年が経過し、あと2年間は地方交付税の経過措置が図られていますが、その後は一本算定に移行され、ますます厳しい財政運営となりますが、財政力が乏しいために、歳入歳出予算の編成には特段の努力を傾注していると察します。しかし事業が、歳出残が生じていて市債発行額の50%を超えている状況です。少子高齢化が社会が到来して、今後も厳しい財政状況が続くのが確実であり、事業事業の合理化、効率化、そして行政改革により計上経費の削減を図り、健全な財政運営を堅持していくことを期待して、次の4点について質問をいたします。

1番目が、人口減少に比例して生産年齢人口も納税者数も減少してありますが、市民税収入予算の積算根拠は。また3年後、国勢調査が行われますが、3年後の市民税収入はどう変化するか、策定がされてあったらお願いしたいと思います。

2番目に、職員給料には、定期昇給分及び人事院勧告に伴う改定分まで想定して予算化してあるのか、その配分額及び比率はどうなっているのか、お願いしたいと思います。

それから、年々増加する賃金は、臨時及び嘱託職員の割合がどうなっているのか。同一労働、同一賃金となれば、職員定数の見直しをやったほうが得策ではないでしょうか。

4番目に、特別会計を含め、起債残高及び償還期限は公表できないのかと。また、償還元金及び償還利子は幾らになっておるのか。それを1日当たりに換算すると、平成30年は幾ら払わなきゃならんか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまただいま平成30年度当初予算の算定根拠について、大きく4点の御質問をいただきました。

まず1点目が、市民税歳入予算の積算根拠についての御質問であります。市民税のうち個人市民税の歳入予算につきましては、基本的に予算編成時点の調定額をベースに、納税義務者の増減見込み数、過去の決算状況、前年度の徴収実績等を参考にし、また、税制改正などを踏まえ算

定を行っております。

法人市民税につきましては、景気の変動を受けやすいことから、過去3カ年平均の予算編成時点の調定額をベースに、税制改正などを踏まえ算定を行っております。

3年後の市民税収入はどうかという御質問についてでございますが、個人市民税につきましては、現在の好調な景気動向を勘案すると、ほぼ横ばいで推移するものと思われまます。また、法人市民税では、2019年10月の消費税率の引き上げとあわせて、法人市民税の税率が9.7%から8.4%に引き下げることから、やや減となることを見込まれます。

以上のことから、3年後の市民税の税収は、景気の変動にもよりますが、横ばいかやや減で推移していくものと考えております。

2点目が、職員給与の予算内容についての御質問であります。職員給与につきましては、うきは市職員の給与に関する条例に基づき、昇給を踏まえ、予算に計上しております。地方公務員の給与につきましては、地方公務員法第24条第2項に基づき、国家公務員に準拠するものとして、人事院勧告の内容を、うきは市としても反映させております。

この人事院勧告は、例年8月上旬に国会及び内閣に対して、国家公務員の給与の改定が勧告されておりますが、4月から6月にかけて民間給与実態調査を行い、官民比較により勧告されるものであることから、勧告内容は事前にわかりません。したがって、人事院勧告に伴う改定分につきましては、予算に計上しておりません。

なお、昇給分につきましては、予算化をさせていただいております。1,481万円計上しております。給与に占める割合は2.15%となります。

3点目が、臨時及び嘱託職員の賃金の割合と職員定数の見直しについての御質問であります。まず、年々増加する賃金との御指摘につきまして、平成30年度当初予算において、賃金予算は前年度比3,300万円の減額となっております。御質問の臨時及び嘱託職員の割合ですが、職員数230名に対して、臨時職員は18名、嘱託職員は186名の、計204名となっており、その割合は47.0%となります。職員の定数のあり方につきましては、市の業務内容を十分に精査し、職員自身が行わなければならないもの、臨時・嘱託職員等で対応可能なもの、民間活力を取り入れた業務外注化などにより実施できるものに分けて、それぞれの確な業務分担を行うこととしております。このことから、現状の職員定数により対応させていただきたいと考えております。

今後も、適切な職員の配置に努め、行政サービスの低下を招くことがないようにすることが大変重要と考えております。

臨時・非常勤職員につきましては、平成29年5月17日に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が交付され、各種手当の支給を可能とする会計年度任用職員の制度が創設さ

れており、平成32年4月1日からの施行となっています。市としましては、制度の内容の把握に努め、国、県、他団体からの情報収集及び情報公開に努め、必要な対応を図っているところがあります。

4点目が、地方債の現在高に関する御質問であります。地方債の現在高につきましては、地方自治法第211条第2項及び地方自治法施行令第144条第1項第4号に基づいて、予算に関する説明書の中で、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を提出させていただいております。また、その書類の様式につきましては、地方自治法施行令第144条第2項に基づいて、総務省令で定める様式を使用しているところがあります。そのほか、地方自治法第243条の3第1項では、普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事項を住民に公表しなければならないと規定されております。

本市におきましても、うきは市財政状況作成及び公表に関する条例に基づきまして、毎年6月と11月の2回、地方債の現在高を含めた財政状況の公表を行っております。その公表の方法につきましては、うきは市公告式条例に基づき、掲示板に掲示するとともに、広報うきはと市のホームページにも掲載し、市内外の多くの方々の目に届くようにしているところがあります。

償還期間につきましては、市債の種類に応じて償還年数が定められているところがあります。平成28年度末において最も償還期間が長いものは、一般会計では、平成28年度に借り入れをした臨時財政対策債の償還期間が20年で、完済は平成49年3月になります。また、下水道事業特別会計では、平成28年度に借り入れした市債が40年償還で、完済は平成69年3月になってまいります。償還期間の公表ということにつきましては、現在のところ特に考えはありませんが、いずれにしても、法令にのっとった財政状況の公表を継続して、財政運営の健全化、透明化を図ってまいります。

次に、償還元金と利子の額についてであります。元金は、予算に関する説明書の、地方債の現在高の見込みに関する調書から前年度末現在高見込額の全会計を合計しますと、約24億2億7,900万円になります。これにかかわる未償還利子は、全会計合計は約24億1,700万円でありまして、合計額は約26億9,600万円となっております。

1日当たりに換算すると幾らになるのかという御質問でございますが、年度ごとに償還額が異なる未償還額の合計を、1日当たりに換算することは少し合理性がないかと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 時間がありませんけれども、あと2分しかありませんが、市税当初予算に対する補正予算の増減額というのを調べておりますけど、まず、税金というのは、

ちょうど今、確定申告が行われているわけ。前年度の所得収入を、いわゆる各人が確定申告で報告するようになっている。これは締め切りが3月15日ですかね。これがないと、所得税については課税ができない、市民税についてはですよ。ところが、あと固定資産税とか軽自動車税、償却資産税については、1月1日現在で課税するということになっているからもうわかっているはずですよ。それが、何で前年よりも少なくなってくるのかですね。例えば、償却資産税でいきますと、前年度は補正を合わせて2億9,358万8,000円。それが、ことしの予算では2億7,600万円しか上がっていないでしょう。もう少し慎重に計算をしてもらわなきゃなりません。時間がありませんから急ぎますがね。

それから、臨時職員が18名、それから嘱託が186名ということで、以前と全く変わっていないわけ、204名ということになるわけ。

それから、市税償還額について1日で割っていきますと、元金が1日584万1,499円ですよ。これ利子がつきますから、毎日667万6,348円払うことになるわけでしょう、1日ですよ。このような借金払いを今している状況ですよ。

そして、せんだって、下水道事業についての償還を見せていただきましたが、あれを見ますと67年度ですよ、一番最後が。ということは、40年借りているわけ。つまり、長く借りればそれだけ償還額は少なくなってしまうけど利息はふえてくるわけですよ。その辺、もう少し内容的に検討していただくとありがたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、13番、三園三次郎議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は15時30分より再開します。

午後3時14分休憩

午後3時30分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、7番、江藤芳光議員の発言を許します。7番、江藤芳光議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、今期最後の質問になりますし、きょうが最後であります。お疲れでございませうが、よろしくお願ひしたいと思ひます。時間の感覚がございませぬので、早速、質問に入らせていただきます。

きょうは3つのテーマを準備いたしております。まず第1点は、うきは市教育大綱に基づく「生きる力」について、1点目は、教育大綱には「子どもたちが確かな学力を身につけ『生きる力』を育てる教育を推進する」、このことを「基本方針1」として、その「確かな学力」とともに

人間としての土台をなす「生きる力」をどう認識しているのかを市長、教育長にお尋ねをしたいと思えます。

2点目が、少子・高齢化、人口減少等々、社会構造の変動はより将来への想定が不安化する現状において、保護者はいまだ「いい大学」を目標とする学力偏重が主流をなしております。しかし、いずれ直面するであろう「生き抜く力」はどこで育つのか。

3点目は、学力は数値で評価できます。しかし、「生きる力」の評価は難しいと言えます。失礼ながら、経験、体験のない若い教職員がどう教え、どう育てるのか。スポーツに「生きる力」を委ねただけでは育たないと思っております。今後の具体策をお伺いしたいと思えます。答弁を願います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） うきは市教育大綱に基づく「生きる力」について、3点のお尋ねでございます。

1点目、確かな学力とともに人間としての土台をなす「生きる力」をどう認識しているかについての御質問でございますが、学習指導要領改訂の背景として、人工知能が進化して人間が活躍できる職業はなくなるのではないかと、あるいは、今、学校で教えていることは時代が変化したら通用しなくなるのではないかと分析がなされ、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、未来のつくり手となるために必要な資質、能力を確実に備えることのできる学校教育を実現することが求められています。

このように、未来のつくり手となるために必要な資質、能力が生きる力であると認識いたしており、うきは市教育大綱の中では、子供たちが確かな学力を身につけ、生きる力を育てる教育を推進すると明記いたしております。

2点目の「生き抜く力」はどこで育つのかについての御質問でございますが、うきは市教育大綱の中では、学校での教育にとどまらず、家庭や地域など社会全体で子供たちの教育に取り組む必要があると明記しています。生きる力を育むためには、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら実現することが大切になります。社会や産業構造が変化する中で、私たち人間に求められているのは、感性を豊かに働かせながら、どのような未来をつくっていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて、みずからの能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして新たな価値を見出していくことであると言われております。そのためには、生きて働く知識を含むこれからの時代に求められる資質、能力を、学校教育を基盤に学校と社会が連携協働し、育成していくことが大切であると認識いたしております。

3点目の「生きる力」を育てる今後の具体策についての御質問でございますが、生きる力を育

てるためには、新学習指導要領を踏まえた学校教育を確実に推進することが重要となります。具体的には、新しい時代に必要となる資質、能力を踏まえた教科等の新設や、目標・内容の見直し、主体的、対話的で深い学びの視点からの学習課程の改善など、何を学ぶか、どのように学ぶか、そして何ができるようになるか等について、教職員が十分に理解し、授業等で具現化していく必要があります。そのために、校内研修や多様な研修の場を通じて、新学習指導要領についての教職員の理解が深まるよう、国や県の動向とあわせ、うきは市独自の研修等についても取り組みを進めているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 答弁をいただきましたが、先ほど高山議員のお話、やりとりを聞いていまして、これは私から言わせると非常に理論的な高い次元だという思いが正直あります。生きる力という概念からするとですね。

それで、先ほど教育長がおっしゃられました教育の近未来、教育センターだよりで麻生教育長が28年の7月15日号で出されているのを私もここにお持ちをいたしております。それで、前の教育センター、校長先生の「生きる力」という表現の中には、「生きる力（考える力）」という表現になっております。いろんな最終的、一つの言葉にすると、そういう概念になっていくのかなという気がします。

そこで、私の生きる力というのは、もっと根底的なものでございまして、40年ほど前から10年間、現職のところでございましたけれども、地域の保護者からお願いされて、子供の地域教育を任されて、そして議員になってから今8年目に入りますけれども、体験合宿というのをやって、広報でもしっかり取り上げていただいております。

そこで、この間、市長と教育長にはこういう資料をお渡しいたしております。これは、2年前まで2年間、吉井中学校のキャリアモデルの講師の依頼をいただいて、中学生の生徒さんにお配りした資料をそのまま持ってきました。その授業の中で、まず子供たちに開口一番申し上げたのは、ちょっと言葉は悪いんですけども、「あんたたちは野ぐそをしたことがあるか」という大きな声でスタートしました。これは何かというと、ちょうどこの阪神・淡路大震災、現職のときにあの大変な災害が大都市の中で起こりました。我々の隊員が神戸まで行きました。2週間ほど滞在して帰ってきたときの報告に、もう数々の写真を記録しておりましたけれども、印象に残っているのが、都会の中でああいう災害が起きたときに、どのトイレも水がないから、うんこの山です。これはもういろんなところでネットで拾えば明確に書いております。今の子供たちを見るときに、そういういざというときの――きょうは上野議員がトイレの話もなさっていました。ただ、8年間議会におりますけれども、今の子供たちの学力向上の話はもうよく出てきますけれども、生きる力をどうするかという具体的な話は私はほとんど聞いたことがございません。そうい

うときの万が一の災害とか、そういう危機的なものに遭遇するために生きる力ということじゃないと思うんですけれども、全く1週間の合宿の中で子供たちと接するときに、ほとんどもう、とにかく自力で生きていくというような基礎的な能力というのはほとんどありません。ですから、私はうきはの子供たちが育つ未来図を考えると、こういう形で育っていった結果において、果たしてどうなのかと。

先ほど、浮羽工業高校は私出身ですけれども、卒業式も行きましたが、体育祭に行きました。それはもう真面目で、見事に一糸乱れない行動をします。ここまで変わったかという、非常に一変、すばらしい人間集団になっていますけど、先生の話聞いていますと、これが叱られるとぐしゃっとなっていく子供ということは何人もの先生から聞きました。

そういうことを思うときに、今からの子供をどう育てていくべきかということで、この生きる力のテーマとしては、そういう仕事柄もありますけれども、そういう危機的な状況の中で、いわゆる生理的欲求の中でどう生きるか、まずは食べること、それから飲むこと、そしてトイレの問題、そういうものは基礎的なものというふうに思っております。

それで、私が合宿の中で基本的に考えているのは、やはり火、水、そして獲物をとる、ひもじさ、喉の渇き、さっき言いましたトイレ、こういうことを徹底して体験をさせます。そしてもう一つは、この写真の中に、前も話しましたが、生きた鶏を鶏屋さんと共同して、鶏をしっかりとかわいがった後で、殺していただくという命の教育も含まれます。その中で子供たちに、あんたたちはもう、例えば、人にそういう生き物を処分させて、そして店にきれいに並んだ肉をいただいていると、そういうことをきちっと教育もさせていただいたところでもあります。

結果として、今の子供たちは、ここに三角を2つ、上、下並んでいますけど、私たちの育ってきた世代というのは、安定した三角形でした、青の三角形、青の三角形。だけれども、今の子供というのは逆三角形です。根っこが安定せずに、非常にレベルが高いと、そういうことが常に気になっていますので、この質問をさせていただいたところでございます。

ですから、こういう教育をぜひやってほしいという日ごろの願い、実践もしています。それを学校でやっていく、来年度から主体的、アクティブ・ラーニングに新学習指導要領も前倒してやっていくという話でございますし、今もう現に私の近くの小学校では既に取り組みが始まっているということも十分聞いております。そういう状況の中で、気になるのは、私たちの地域の子供もその合宿に参加する子供は将来をしっかりと考えるしっかりした家庭です。ところが、そういう家庭じゃないところは参加していただけません。そしてなおかつ、もう子供会がこの少子化で成立していません。ですから、ほとんどそういう経験がないままに学校任せの、そういう基礎的な学習体験というものはほとんどないまま、学校任せで育てているんじゃないかというのが現実の大きな課題なのかなという気がします。

そこで、教育長も御存じでしょうが、瀧本哲史さんという京都大学の准教授、この間、柿の剪定をしていましたら、この人との対談がかなり長くありました。これは今、大変有名な、注目されている先生だそうでございます。准教授。先ほど教育長がおっしゃいました、このままではいつまでも変化のスピードにはついていけない、IT社会の関係ですね。それから、長いこと日本社会を支えてきた努力をして、難関、いい大学に入り、大企業に就職すれば一生安泰という人生の成功パターンは今や全く通用しませんということがラジオでも明確にあって、いろんな具体的な話もありました。

それと最後に、先ほど、これも市長にちょっと失礼なんですけど、みんなが知っている偉人伝、明治150年の話がありました。佐藤先生の話、それから豊田先生の話、一生懸命頑張ったから報われましたという内容の話が多いと。一昔前の社会全体がそのような風潮で、その風潮に合わせて、偉人伝ストーリーで成功例を追っかけたということですね。一生懸命に頑張るから報われるといった時代は残念ながら終わったのですということもしっかり言われておりました。ただ一つの例を捉えてどうこうというつもりはありませんけど、今の現実の、私も孫がおりますけど、そういう思いで、いかんことはいかんとしっかり叱りつけながらやっているところですけども、どうも気になるのが、教育長、学校任せということではないと思うんですけど、そういう子供会もない、これだけ少子化ならもう各行政区に子供がいないと、もう何も経験しないまま、保育園、そして小学校ということで進んでいくわけですけど、その辺の地域教育、家庭もなかなか共働きで満足にいきません。その背景をいま一度教育長に見解をお伺いしたいんですけどね。どうしますか。瀧内課長にも子供会の話は何回も人権同和でもしましたよね。何にも進まない。教育長に答弁を求めます。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育だけではだめだというのは、先ほど私も答弁させていただきましたが、学校と社会が連携してやらなくてはいけないというふうに思っております。

それから、学校教育の今大きなスタンスは、福岡県教育委員会の方針として、鍛えて褒めるということで、この鍛えてという部分が今色濃く出てきております。そういう背景として、じゃ、子供会云々の件でございます。この件につきましては、今、生涯学習課のほうで取り組んでいることがございますので、生涯学習課長のほうに答弁させます。

○議長（榎川 正男君） 瀧内生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 生涯学習課の瀧内です。江藤議員のほうから子供会についてたびたび御質問、御指摘等をいただいております。子供会のほうは生涯学習課の社会教育のほうで担当させていただいているんですが、当然、社会教育におきましても、子供たちの健全育成なり、青少年育成についてはしっかり考えているところでございまして、特に子供会につきましては、

29年度までは市一本で、年2回なんですけど、子供会指導者研修会というのを実施していたんですけど、なかなか地域の方の集まりも悪かったということで、実は30年度からは各自治協のほうにお願いして、各自治協のほうでそこそこの自治協のいろんな課題もあると思います、子供会のあり方とか、運営の仕方とか、編成とか、統廃合についてもいろいろ課題があるというふうにも聞いておりますので、各自治協議会のほうでそういった子供会指導者研修会のほうも実施しようというふうに考えているところでございます。

ちなみに、29年度につきましては、3月9日に御幸の自治協のほうでもそういった研修会を開催するようにしております。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） また自治協のほうということはもう現実的な考え方だと思います。

ところが、御承知と思いますが、大石の場合もこの合宿の話をコミュニティーでやって、一つの地域、私は東の一から六でやっているんですけど、これは大石全体の責任だと。だから、大石でやって協力するから大石コミュニティーでやってくれないかという相談を何回もしたんですけど、受けきれないと。今、現に通学合宿をやっているのが、東のほうから、山春ですね、それと私どもの大石、それから千年ですかね、福富、吉井、5つですね。ぜひこれを全体に広げて、いきなりというのは無理だと思います。しかし、そういう展開を全自治協のほうで一つの、当然、地域の子供が自立していく一番大事な基礎要素ですから、これはもうぜひ子供会のことも含めて自治協で十分話されて、これは非常に大事なことです。そういうことで、教育長、課長の答弁ですけれども、教育長からその辺を、やっぱり計画的にきちっと理解してもらった上で、自治のほうにしっかり受けとめていただくようお願いしたいんですが、最後に御答弁をお願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 通学合宿については、私もいろいろ参加させていただいて、その価値、意義等も十分承知しております。うきは市は通学合宿が徐々に広がっている状況でございますので、そういうことにつきまして自治協議会のほうとも話をさせていただいて、こういった取り組みが広がっていくことを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（榎川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 最後に1つ、先ほど高山議員からありがたい、1,000万円を寄附という話もありまして、一つの提案でございますけど、山三校が、いずれ小塩も妹川も平成32年までという一つの期限を切って統合の話になっていくだろうと思うんですけど、こういう一つの体験合宿の場を自治協ともに、やっぱり土曜授業なり、1泊するなり、一つの学校を、う

きは市内の子供のみならず、広く受け入れるような、山村留学は廃止になりましたけど、そういうことも一つの考え方としてあろうというふうに思っておりますし、組織化すれば指導者もかなりおります。そういうこともひとつ人材を活用していただいて、これは前、高山議員もそういう案を何か言っておったような記憶がありますけれども、これはぜひ御検討いただくことをお願いして、時間を区切っておりますので、1問目は終わらせていただきます。御検討ください。

さて、次に2番目の、西高見の会が運営するパークゴルフ場の支援についてを御質問申し上げたいと思います。

1点目、大石「西高見の会」が運営するパークゴルフ場は創設から10周年を迎え、「1日200円で楽しめる」と、逐年、毎年、会員、利用者が増加し、特に高齢者がにぎわう楽園と化しております。この地域おこし事業の成功例として市長の評価を求めます。

2点目、ただ、運営する西高見の会は、高齢化が進み、今後の運営が危惧されております。会員からは、「こんな安い料金でもうけがあるわけではなく、高齢者の楽しみと健康維持に寄与しているのに、市からは評価も支援もない」との不満の声をお聞きします。今後はさらなる利用者の増加による経営存続に向け、何らかの支援が必要ではないか。

この2点について御答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま西高見の会が運営するパークゴルフ場の支援について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、10周年を迎える大石「西高見の会」が運営するパークゴルフ場をどのように評価するかという御質問であります。平成20年度に個性あるまちづくり事業を活用して、西高見の会が主体となり、大石放水路内にパークゴルフ場が整備されました。以来、パークゴルフ場の運営管理を行う西高見の会には大変御尽力をいただいているところであります。周辺地域の方の御利用を初め、市内外からも多くの方に御利用いただいていることで、市民の健康づくり、あるいは筑後川温泉宿泊客が利用させていただくなど、市の観光などにも大きく貢献をしていただいております。心より感謝を申し上げたいと思っております。

2点目が、今後さらなる利用者の増加による経営存続に向け、何らかの支援が必要ではないかとの御質問であります。市といたしましては、これまでパークゴルフ場敷地として国から放水路の占用許可を受け、パークゴルフ場の整備助成、隣接地に公衆トイレを整備し、ゴルフ用具収納のための管理倉庫の設置場所の確保など、基盤整備について御支援をさせていただいているところであります。

なお、平成26年度から市内の11地区で自治協議会が発足しましたが、各自治協議会は地域課題の解決に向け、地域資源を活用し、地域で稼ぐ、いわゆるコミュニティービジネスによるま

ちづくりに取り組むことが求められております。このパークゴルフ場の経営がコミュニティービジネスのモデルケースとなることを期待しているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 評価をいただきました。きょうは、私が申し上げたわけじゃなくて、西高見の会の方が傍聴においでいただいて、一生懸命やっておられる方々でもあります。決して、先ほど私のほうの表現がちょっと強かったかとも思います。確かに、よく耳にはしますことをそのまま書きましたけれども、市からは評価も支援もないと、それはそういうことではございませんけど、ちょっと誇張した面もあります。さらにおっしゃったとおり、トイレの問題、それから基盤整備、それから侵入道路の国交省の舗装、道路の侵入舗装なり、多々御尽力をいただいていることも当然ながら承知をいたしております。

そこで、健康の話がきょう幾つか取り上げられましたですね。私も市の保健課と、それから社協、合同で行う寄り合いとか元気塾、これはもう158の行政区なりこれはもうグループで、共同でやっているところもあると思いますけど、年に一、二回ですかね、必ず私も呼びがかかりますから参加をして、ありがたいことだと思っております。

ただ、保健課長もいらっしゃいますし、福祉事務所長もいらっしゃいますが、健康ということ、健康維持、それから認知予防、こういう概念からするならば、そういう話も当然必要ですけども、パークゴルフの効果というのは非常に大きいというのが、ちょっといろいろデータとお手紙をいただいてきております。毎年、お年寄りの方々が、今までの御老人の方々、高齢者の方々というのは、もう皆さんも同じ年代なら御承知でしょうけれども、とにかくがまだ、仕事を一生懸命するのが美德でありました。それで一生を終わっていった人たちが、たまたま誘われて恥ずかしながらパークゴルフに行きましたところ、今はもう自分の道具を買って、もう毎日が楽しみで仕方ないと。きょうもらったんですけど、一応、今どれだけの方が入っているかという、27年で1万7,500人ほど、どんどん年々ふえてきております。そして、ここに利用者の声として書かれておるんですけど、股関節を手術した50歳の女性は、術後、リハビリ通院や散歩をしたがなかなかよくなり、近所の人からパークゴルフを進められ、半信半疑で始めたところ、二、三カ月で治って、とにかくもう毎日が楽しくて仕方ないというのが非常にたくさんいらっしゃるということが口々に言われておりますし、私もまさにそう思います。

言いたいのは、そういう社協との、保健課なりやっている事業は当然そのまま続けていただきたいんです。それよりもむしろ、パークゴルフに行かんのかという声も行政からあるべきことだという思いがあるんです、その辺の発想も。明確にそういう効果が出るんですからね。だから、その辺をもう少しオープンにやっていくようなことにやっぱり視野を広めて、効果の一つであることは間違いありませんから、その辺をひとつお考えいただけませんか。市長どうですか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど高山議員の質問の折にもお答えさせていただきましたが、健康増進対策というのは非常に重要な課題だと認識しております。その中で、健康増進対策の手法として6つの柱があるというお話をさせていただきましたが、このパークゴルフ場一つとっても、運動、あるいは生きがい、きずな、まさに3要素が合致するスポーツであるというふうに認識しております。

いずれにしろ、健康増進対策は本当に全ての所管にかかわる課題でありますので、まさに横軸を入れる世界の中で、健康対策の中で、今あるパークゴルフ場をどう活用するかというのは、しっかりまたみんなと協議をしたいと、このように思っております。

○議長（榎川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ぜひやってください。これはもう現実的な話ですからですね。パークゴルフ場に行きなさいということが行政として言えないということでもありませんでしょうからですね。生きたものはぜひやっぱり利用していただきたいと思います。

そこで、私として支援への要望なんですけど、先ほど申し上げたとおり、一日、弁当をお持ちになれば、もう終日、日が暮れるまで200円で遊べるんですよ。

それで、今、利用者のほうから、市のほうが、これは福祉事務所ですかね、温泉の割引券を出しておりますかね。これは保健課かな。500円の入浴券の300円——ですね。それもよろしいですけども、その分をパークゴルフの助成も考えてもいいんじゃないかと。やっぱりこれも健康対策でしょうからね。そういうふうな考え方も織り込んでいただいたらどうかということです。

それから、できるなら健康の日、健康パークとか名を冠して、大会というものをそこに旗を立てると、たくさんの方が集まる習性になっているんですよ、現実的に。だから、毎月何日はもう健康パークの日でもいいですけど、ネーミングはいろいろ考えて、そういうことをやることも非常に結果として効果があるというふうに思っております。

3点目は、そこに行く交通手段がないから、うきはバスがパークゴルフ場に通るような工夫も一つじゃないかなと思うんですが、いかがでございましょう。市長、所管課の課長に具体的に、ちょっとやる気があるのかどうか、お尋ねいただけませんか。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘でございますので、保健課長並びに福祉事務所長から答弁をさせていただきます。

○議長（榎川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） パークゴルフにつきましては、私も老人クラブ連合会の健康づくりの

大会に来賓としてお招きいただいておりますので、拝見しております。高齢者の介護予防、それから市民の健康づくりにとって、歩くことの大切は十分承知しているつもりでございますので、パークゴルフ、それからグラウンドゴルフ、そういった、結構距離を歩くスポーツでございますので、非常に健康にいい競技だと思っております。

あとは、例えば、うきは市の大会として、そういった大会ができないかとか、そういったところの検討は今後していきたいと思っております。

それから、入浴券の補助の一部をとということでございますけれども、入浴券の補助については温泉を利用する方の補助として今実施しておるわけでございますけれども、それとはまた別に、検討できましたら検討していきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 福祉事務所長、梶原でございます。

今、保健課長も申されましたけれども、私どもも保健課、それから生涯学習課と連携しまして、私自身もやはり教育委員会時代には現場のほうには携わっておりました。皆様がどれだけあそこに愛情を持って運営されているかというのも存じておるところです。イベント等の開催については、ほかの課と連携しまして今後考えていきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ぜひこれ検討して、実現してください。何らかの形でですね。これはもう間違いなく効果のある、皆さんのまた励みにもなるというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

そこで、市長御承知のとおり、24年の大水害ですね、うきは市の北部九州、それから昨年7月5日、大きく2回、もともと放水路ですから、放水路の機能を果たしたのは当然です。しかしながら、国交省のほうは規制緩和を、国交省のみならず、いろいろなものをやっぱり国民の皆さんに提供して、環境、健康、いろいろなもので、こういうパークゴルフ場もそういうことで、ラグビー場もできたわけでありまして。ところが、2回の大変な増水で削られ、なくなってしまいましたけど、ただただ、あの2回のあれだけの被害を受けましたけれども、きょうここにもいらっしゃる西高見の方々、そして皆さん、このパークゴルフを愛する方々があれだけのたくさんの人間が何日もわたって復旧作業に、もうあの暑いさなか、あの見事さというのは、いつも市長がおっしゃる市民協働参画の典型だというふうに思うんですよ。だから、そういうものを本当にそこに気持ちが集まるなら、協力することはボランティアで、無償で本当ありがたいという世界があそこにありますので、ぜひその辺もひとつ加味いただいて、市長応援をしっかりとお願いを申し上げたいというふうに思います。

加えて、国交省のほうのミズベリング、御承知と思いますが、今、川との親しみ、生物多様性、

あそこに川を注いで、蛍が舞う、魚が泳ぐ、いろんな公園という環境の中でパークゴルフ場という一つの話もあるんですけど、これをどうするか、もう放水路という目的がある水路ですから、なかなか難しいんでしょうけど、そういう話を国交省の話としてお聞きをいたしておりますが、それに関係して市長、何かコメントがありましたらお願いして終わりたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） かねてからパークゴルフ場周辺で、排水路の整備ができないかというのはかねてから御要望を受けていたところであります。そういう中におきまして、今、所管であります国土交通省、占用許可を受けて今パークゴルフ場で使っていただいているわけですが、かつて国土交通省が水辺プラザとか水辺の楽校事業とか、いわゆる水に親しんだいろんな事業をやっていたんですが、最近ちょっとミズベリングという形で、水に親しむのとなつなかりということで、また別次元ですごく力を入れてきておりますので、ぜひともそういうかねてからの希望を、ミズベリング事業に持っていくことができないか、今、国土交通省のほうにも相談を申し上げているところでもあります。

○議長（榎川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） じゃ、実現するように願っておきます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

市長、教育長への進言・提言（市民の声）をテーマとさせていただきます。

1点目は、今や、秋の市民文化祭は高齢者の祭典と化しておりまして、これまで継承してきた日本の伝統的な芸術文化は、生活文化の変動によって途絶え、若者のみならず感性のなさは地方創生にも大きくかかわっており、むしろ、テレビ等でも外国人にその魅力と関心が高まりつつあるのではないのでしょうか。これは教育長にお尋ねをします。

2点目、市民によって創作された市の崇高な理念「市民憲章」、同様に市のイメージを創作した市民の歌「ルリ色のふるさと」、さらには市政の基本とする「うきは市協働のまちづくり基本条例」、そして「お開きは、うきはの茶で乾杯条例」、これらはまさに地方創生の根幹をなしておりますが、市民に浸透し生かされているのかを市長にお尋ねいたします。

3番目、深刻化する高齢化は、相次ぐ事故等により免許証の返納が進む一方で、交通手段の確保が現実課題として検討が進められておりますが、特に困っているのが買い物。うきは市内では1台の移動販売車が稼働しておりますが、その需要、要望が広がり、Aコープやスーパーなど大型店舗等に協力を求め、市に対し増車等の対策を急ぐ強い要望がなされております。これも市長にお尋ねをいたします。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の文化芸術の振興についての御質問であります。うきは市民文化祭は、うきは市文化協会と共催で毎年実施しております。日ごろからの文化芸術活動を行っている保育園児から社会人まで幅広い市民の皆さんの成果発表の場として開催し、文化芸術の振興を図っているところです。また、各関係団体やサークル等の皆さんには、伝統的な文化芸術の継承を含め、後進の育成、指導に努めていただくようお願いしているところです。しかしながら、社会情勢や生活環境の変化により、地域によっては一部のお祭りや行事等、伝統的な文化芸術が衰退してきていることは認識しているところでございます。市としましては、現在取り組んでいる幼少期から文化芸術に触れる教育、例えば、リトミック教育等を進めることにより、豊かな発想や文化的感性を育み、現在の課題である伝統的な文化芸術の継承につながるものと考えています。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 2点目と3点目は私のほうから回答させていただきます。

まず2点目が、市民憲章などが市民に浸透し生かされているかの質問でございますが、うきは市は平成17年3月20日に旧吉井町と旧浮羽町が合併し、新しく市としてスタートいたしました。2年後の平成19年3月に、自治の基本となる協働のまちづくり基本条例を定めております。3年後の平成20年には、市制3周年として、住みよいまちにしていくための市民一人一人の指針であり、日常的に行動できるうきはらしい心がけを5項目に表現した市民憲章を制定いたしました。9年後の平成26年には、ユネスコ世界無形文化遺産に和食が登録されたことをきっかけに、宴会や食事等の締めくくりに本市で生産されるうきはの茶による乾杯の習慣を広めようと、「お開きは、うきはの茶で乾杯条例」を定めました。そして、10年後の平成27年には市制10周年として、うきはの風土や人情をさわやかに盛り込んだ愛唱歌、うきは市民の歌「ルリ色のふるさと」を作成したところであります。これまで、まちづくりの節目に合わせて一つ一つ整備をしてきたものであります。

市民に浸透し生かされているのかという御質問であります。これらは本市のまちづくりの根幹をなすものと考えておきまして、策定や実践の取り組みを通して、協働の精神や個性ある地域振興、市民の助け合いの心などが営々として築かれてきたと思っているところであります。

協働のまちづくりは、自治協議会を中心に、みずからの責任と役割を自覚し、地域の課題克服に向けて動き出しております。

市民憲章は、広報紙やホームページに掲載するほか、各地区の公共施設やコミュニティーセンターにポスターを張っていただくなどして周知を図り、さらには憲章を記した水色のスタッフジャンパーをつくって、市民皆様に愛される憲章の普及に努めております。

「お開きは、うきはの茶で乾杯条例」は、生活の中のさまざまな局面でうきはの茶を生かすこ

とにより、うきはの茶の普及促進と日本文化への理解を深めることを目的に、市内外の方々に対するPRに努めてまいりました。

うきは市民の歌は、各行政区や自治協議会にも普及を促し、うきは市民の歌推進委員の小・中学校での普及活動、合唱団での発表、CDの販売や各種イベントでのPRなど幅広く取り組んでおります。これからもあらゆる機会を通して市民の皆様への周知に努め、時間をかけて普及させていくことが大事であると考えております。

3点目が、移動販売者の増車等による買い物弱者対策をとの御質問であります。買い物弱者対策は大きな地域課題と認識しており、その解決に当たっては、市内の買い物弱者の現状を詳細に把握の上、地域住民の皆さんの意見を集約することが有効であると考えております。

経済産業省が平成26年度に実施した買い物弱者等に関する報告書によりますと、日本全国の買い物弱者数は現在、約700万人程度と推計され、今後も深刻化が予想されております。人口減少や少子・高齢化等を背景とした流通機能や交通網の弱体化などの多様な理由により、日常の買い物をする機会が十分に提供されない状況に置かれている人々への対策が必要になっておりますが、このようなニーズに行政だけで十分な対応をするのは難しいことと考えております。

市内では、平成26年度よりスーパーサンピットバリューを経営する株式会社サンピットが経済産業省の地域自立型買い物弱者対策支援事業により、移動スーパー「ウキウキ号」を導入し、営業を行っているところであります。地域からは大変ありがたく思われており、移動販売者の買い物を楽しみにされている方も多くいらっしゃると聞いております。

このたび、その他の市内スーパーにヒアリングを行ったところ、交通弱者、買い物弱者対策に関して、社内で議論をされる機会はふえたものの、採算性、マンパワーの部分がネックとなり、具体的な事業として実施まで至っていないということでありました。

また、岩淵議員の質問の折にも答弁しましたように、現在、地域包括ケアシステムを考える協議の場において、江南地区では公共交通に関する協議を行っており、校区住民や関係者が一同に集い公共交通の検討を行い意見集約を続けております。今後も買い物弱者、交通弱者の問題解決に向け、民間事業者、行政及び住民が相互連携できるよう意見集約を行い、ニーズに合った対応方針を示していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 答弁をいただきました。まずは、伝統芸能文化の継承の件をいま一度教育長とちょっとお話ししたいんですが、皆さんも御承知のとおり、ちょっと前まではお祝い事があればお謡三番というのがもう常識でした。もう結婚の仲人さんもういらっしゃらないし、お謡が上がることもほとんどなくなりました。私たちが社会人になってからは、それを知っておかないと、ちょっともうこれは一人前じゃないようなことを言われて、役場の職員もみんな習い

よったでしょうが。今はもうほとんどなくなりました。私はもう本謡20年やって、着物までつくられて議員になりましたから、着物はちゃんとしまっておりますけど、今だからこそ本当の価値が見えてき始めるんですけど、それから、お祭りもこの人口減少、地域の衰退で、獅子舞さえもなかなか難しい状況になってきました。大石ではたこ揚げをやりますけれども、たこづくりは、もう創作だこは昔はしっかりそれぞれ創作して自分らしいたこをつくっておりましたけれども、今はじいちゃんがつくってくれるか既製品に絵を描くだけ。それから、しめ縄をないきる人がもうほとんどいなくなりました。それから、筆字の造形美もなかなかこれは継承すべきだということの、いわゆる文化祭の中じゃ見事な作品が並んでいますね。ところが、高齢者の皆さんが卒業していったら、うきは市からは、全国そうかもしれませんけど、ほとんど消えていくような気がしてなりません。今、朝のBSで「もういちど、日本」、それから「ニッポンの里山」とか、そういう原風景を見るとやっぱり心が躍ります。いま一度、教育長、どうしますか、これは継承していきますでしょうか。継承していかにかいかなというふうに思うんですけど、何か起こすべきアクションはございますか。御答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 地域とのかかわりの中で、しめ縄づくりとか、そういった伝統的なものがなくなっていくということでございます。私の住んでいる地域は当番制をとっておりまして、その当番制の中でしめ縄づくりについてもずっと継承しているということがございます。ですから、要は残すべき伝統的な文化芸術であるという認識に立てば、方法論はいろいろあるのではないかと思いますので、そういった試みを地域等で積極的にしていくことが大事じゃないかなと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 教育長、大事じゃないかなじゃなくて、何とかその辺を皆さんにそういう思いを伝えていくことも教育行政の一つじゃないかというふうに思います。ぜひその辺はお願いをしたいと思います。最近テレビ等を見ますと、もう教育長も、いわゆる学習要領で英語が、子供たちがもう10年、20年するともうほとんど外国で活躍するんじゃないかなというときに、外国人のほうが日本に関心持って、海外に出た日本人が何も伝統的な文化を知らないという非常にお粗末な逆転現象があるんじゃないかというのも危惧するところでもございますので、これは私のみならず、日ごろ耳に入ってくることを市民の声として取り上げたところであります。

次に、市長の御答弁ありました、市民憲章、それから「ルリ色のふるさと」、それから「うきは市協働のまちづくり基本条例」「お開きは、うきはの茶で乾杯条例」、どれもが地方創生の根底をなす重要なことです。それで答弁がありましたけど、例えば、市民憲章、あれだけ崇高な

方々がお集まりいただいて、そしてあそこに、3階のたばこの部屋にも青いカレンダーをしています。だから結論とすると、これだけ市の御旗であるし、魂というなすべきものが、あのカレンダー一枚と例規集の中にあるというだけで、これで市民に溶け込めといってもなかなか溶け込むものじゃないと。何らかの、それを大事にしているという一つの形もなさないと、これじゃ市がというものが問われる、そしてつくった人たちに対して失礼じゃないかなという気が、正直なところを申し上げるところであります。

それから、「ルリ色のふるさと」についても、合併10周年で、いい歌ということで、私たちも子供たち、大石小学校だけでなくどこでも全員、子供たちは覚えたと思います。祭りでも歌ったし、福祉施設の慰問でも子供たち、ほかの曲までしっかり歌って、もう大変な歓迎を受けたんですけど、それからがぱたっともう聞こえなくなりました。せめて防災無線で流すとか、チャイムのかわりにそういう曲を用いるとか、何かの工夫があるはずなのに、そういうことを考える職員はいらっしゃらないのかなと正直思いますが、市長、いかがでございますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいて、創設時にいろいろ活用させていただいたんですが、創設時のみならず、例えば、第2次総合計画の概要版には後ろに「るり色のふるさと」を掲げたり、あるいは、多くの市外のお客さんが見えるときに、うきは市の概要をPRするんですが、このPR版の中にも市民憲章をうたい込んだり、いろんな対応はさせていただいてるところであります。こうやって節目節目にこういう取り組みをしてきたわけですから、一過性に終わらず、息の長い対応をするという視点で、御指摘を踏まえて、またいろいろ考えさせていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それから、特に「お開きは、うきはの茶で乾杯条例」も、情熱を燃やして、前の吉岡副市長さんの名刺がたまたま挟まっておりましたけど、せっかくあれして、特定の場合にはお茶で乾杯をやっていますけど、これが市民なりそういうものに普及しよるとはとて考えられませんので、そのあたりも何らかやっぱり大事にしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、あと4分しかありませんが、昔、合併前の吉井町では、非常に文化性があったという話をよく聞きます。ベートーベンの「第九」の大合唱、それから、今、私、筑後川に非常に関心を持つんですが、丸山豊さん作詞、團伊玖磨さん作曲の「筑後川」、それから「合唱組曲」、こういうものがもうほとんど歌われなくなったということが有識者の会で、うきは市は文化性が低いと。これはやっぱり私も思うんですよね。何らかそういうところを市長、立ち上げていかなないと、地方創生というのは物理的なものをつくっていくことも大事ですけど、そういうものを

やっぱり非常に高い、全国的なファンも根強くあるあれですし、「筑後川」はもうネットでは聞けるんですけど、久留米でこの間あったようですけども、ほとんどもう歌われなくなったという話もありますので、ひとつ文化性というものも意識していただいて、教育長もその辺を少し高めていただきたいと思います。

最後に、買い物難民につきましては、正直なところ久次社長の車が私のところに定期的に止まります。みずから運転して、みずからやっています。もう一台欲しいと。浮羽町だけならどうにかなるけど、吉井からも江南からも来てくれ来てくれと言われるんですよと。補助金がないとかそういう話じゃないと思うんですよね。これは何とか、例えば、買い物だけの話じゃありません。交通の問題も副市長を中心にトップでやるという話もそのとおりだと思います。だから、これはそれだけの部分的な改善でなされるものじゃないと思いますけど、総合的なものだと思いますから、ただ、当事者としてはもうこれはどうかしてくれんと、一人じゃどうしようもないという現実があることは明確にお伝えしますので、あと2分しかありませんから、先ほどの文化性の話と、買い物難民の話、あわせて市長の答弁をいただいて終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 昨日も平成29年度のうきは市民大学の閉校式が行われました。この中でも、いきいき学部の皆さんの作品が展示されているし、また舞台ではいろんな多彩な発表がありました。

そしてまた、今、おひな様をめぐる筑後吉井おひなさまめぐりというイベントも行われておまして、かねてからうきはは文化の彩りと薫りが感じられるまちだということで、そういうまちづくりを進めさせていただいておりますので、今、議員御指摘のように、そういうふうに指摘されるというのは本望ではありませんので、しっかり文化の彩りと薫りが感じられるようなまちづくりを今後も進めてまいりたいと思っています。

それから、移動販売車につきましては、基本的には複合的に考えなくてははいけません。やはり地域公共交通網の整備の中で総合的に考えて、交通弱者対策、買い物弱者対策をどうするか、そして、それを健康寿命にどうつなげていくのか、総合的に考えて検討していきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで7番、江藤芳光議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日は散会します。

連絡します。あす3月6日は午前9時から一般質問を行った後、引き続き議案質疑を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時30分散会
